

第452回（定例）福崎町議会会議録

平成25年9月25日（水）

午前9時30分 開 議

1. 平成25年9月25日、第452回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 14名

1番	宮内富夫	8番	前川裕量
2番	木村いづみ	9番	松岡秀人
3番	牛尾雅一	10番	難波靖通
4番	城谷英之	11番	小林博
5番	富田昭市	12番	高井國年
6番	北山孝彦	13番	釜坂道弘
7番	石野光市	14番	志水正幸

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 志水利雄 主 査 佐野允保

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋田正義	副 町 長	橋本省三
教 育 長	高寄十郎	技 監	西川尚浩
民生参事兼健康福祉課長	牛尾敏博	総 務 課 長	尾崎吉晴
企画財政課長	福永聡	税 務 課 長	中塚保彦
会計管理者	高松伸一	地域振興課長	近藤博之
住民生活課長	松岡英二	農林振興課長	井上茂樹
まちづくり課長	豊國明仁	上下水道課長	長澤茂弘
社会教育課長	山下健介	学校教育課長	山本欽也

1. 議事日程

- 第 1 総括質疑
- 第 2 委員長報告、質疑
- 第 3 討論・採決
- 第 4 追加議案の上程、討論、採決
- 第 5 特別委員会の設置
- 第 6 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

- 第 1 総括質疑
- 第 2 委員長報告、質疑
- 第 3 討論・採決
- 第 4 追加議案の上程、討論、採決
- 第 5 特別委員会の設置
- 第 6 一般質問

1. 開議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は14名でございます。
定足数に達しております。よって、本日の会議を開きます。
日程に入ります前に、資料配付の申し出がありますので、許可いたします。
暫時休憩いたします。

◇

休憩 午前 9時00分
再開 午前 9時01分

◇

議 長 会議を再開いたします。
資料の配付漏れはございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、担当課長から説明を求めます。

総務課長 提出資料は、一般会計決算書95ページ、3目、八千種土地改良区総代選挙費、備考の立会人報酬の資料であります。

この立会人報酬は選挙立会人報酬であります。選挙立会人は、選挙会に立ち会い、当選人決定手続に参加するもので、福崎町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例、別表第1に区分、報酬の額が示されております。米印をつけております選挙及び開票立会人が該当となり、1日1万800円、2名分を支出しております。

以上です。

議 長 それでは、これより本日の日程に入ります。

日程第1 総括質疑

議 長 日程第1は、総括質疑であります。

議案番号及び関係する資料の名前、ページ数等をお示しの上、ご質疑をお願いいたします。

質疑はございませんか。

1 1 番 一般会計補正予算の20ページのところで、農地費の委託料が出ております。水力発電のその調査設計とお聞きをしておるのですが、具体的にどれぐらいの数でどんなふうな内容の対象の設計をやろうとされておるのか、それから、この設計が終われば、いつごろから実行予算が組まれていくのか。こうした調査設計は、今後、小型水力発電等の普及に役立てていけるような内容になるのかどうか、そういう点について、お尋ねをいたします。

農林振興課長 この小型水力等再生可能エネルギー導入推進という事業でございますけれども、場所につきましては、千束水路に設置をされております水車3基でございますけれども、その3基を使いまして、どのぐらいの電力が発生することができるかというための事業でございます。あくまで、今からその水車を使ってどの程度の水力が発生するかを検討し、それによって、どのような事業が可能かを検討するものでございます。

この事業の今後につきましては、その電力で使えるようなもの、少なければ、LED等を使って水車の照明をして、皆さんにJRから見えるような事業、また、

ある程度の電力が使えるとなると、周りには場整備をさせていただいておりますけれども、そういったもののイノシカ柵の電力を供給するとか、そういったものに使用できるのではないかと考えているところでございます。

- 1 1 番 自然エネルギーの活用というのは大切な課題だと思うのですが、太陽光発電はメリット、デメリット、それぞれいろんな議論があることは承知をいたしておりますけれども、この水力発電については、日本の地形上、小型水力発電を活用するとすれば、最もデメリットの少ない設備ではないかと言われております。

そんな意味で、ここで成功すれば他の地域でもそれをさらに利用できるような、そんなふうな設計になればよいかなと思っておるところでございますので、またお含みをいただければと思います。

それから、庁舎の耐震工事予算が出ておるようでございますが、耐震とは直接関係がないかもしれませんが、エレベータの設置検討も、こういう改造の中に入れていってもよかったのではないかと思うのですが、入ってはいないということでしょうか。あるいはそういう問題についての、エレベータ問題についての考え方がありましたら、お聞きしたいと思います。

- 総務課長 エレベータの設置の件につきましては、総務文教常任委員会でも質疑がありましたが、エレベータの設置につきましては、今回の庁舎耐震工事には入っておりませんが、将来のエレベータ設置も考慮に入れた、庁舎耐震改修計画としたいと思います。

- 議長 長 ほかに質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長 長 ないようでございますので、総括質疑を終結いたします。

日程第2 委員長報告、質疑

- 議長 長 次の日程は、委員長報告及びこれに対する質疑であります。

9月10日の本会議2日目におきまして、14件の案件がそれぞれの委員会に付託され、慎重審議がなされ、それぞれの結論を得て、議長宛てに審査報告書が提出されております。

これから、各委員長にその審査報告をしていただき、その後、委員長報告に対する質疑を受けてまいります。

それでは、各委員会に報告を求めます。

最初に、決算審査特別委員会から審査報告をいたしますが、その前に事務局から、決算審査特別委員会の審査報告について朗読をいたします。

(書記朗読)

- 議長 朗読が終わりましたので、決算審査特別委員長に補足説明を求めます。

決算審査特別委員会、富田委員長。

- 富田決算審査 皆さん、おはようございます。

- 特別委員長 9月10日の本会議で付託のありました平成24年度福崎町一般会計、各特別会計及び企業会計の歳入歳出決算認定、計8件の議案につきまして、当決算審査特別委員会における審査の経過及び結果について、報告をいたします。

当委員会は、委員長に私、富田が、副委員長に釜坂道弘議員が互選され、9月11日、12日、13日及び17日の4日間、嶋田町長初め各関係理事者の出席を求め、審査を行いました。

審査に当たっては、適正に予算が執行されているか、期待した行政効果が得られているか、さらに今後改善を要する点は何かなどに主眼を置き、慎重に審査

を行いました。

なお、付託議案8議案に対する採決の結果につきましては、いずれの議案も認定することに決定いたしました。

以下、主な内容について、報告を申し上げます。

まず、議案第51号、平成24年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。平成24年度の決算の概要であります。当年度の一般会計の歳入決算額は72億7,220万8,100円で、予算規模に対する収入率は99.7%であり、歳出決算額は70億9,919万7,562円で、予算現額に対する支出率は97.4%であります。歳入歳出差引額は1億7,301万538円となりましたが、翌年度へ繰り越すべき財源である繰越明許費繰越額などを差し引いた実質収支額は1億6,684万4,538円であります。

次に、審査の過程での主な質疑、意見などを集約して報告をいたします。

最初に一般会計の歳入についてですが、町史売却金について、「依然として長期の在庫が非常に多い。早急に売却する最善の方策を講ずるべきではないか」との質疑に対し、「1巻から4巻までの合計約5,100冊の在庫があります。平成21年度に寄贈案内を全国に送り、100冊ほど寄贈しました。現在はイベントなどで販売しています」との説明がありました。

次に、エルデホールについて、「社会教育施設使用料の中に、エルデホール使用料があり、雑入の中にエルデホールの入場料がある。分ける必要があるのか。分析しにくいのではないか」との質疑に対し、「これまではほかの施設と同じように自主事業の入場料を雑入に歳入していましたが、今後検討します」との説明がありました。

次に、「地方特別交付金が大幅減少となっているが、その原因は何か」との質疑に対し、「扶養控除の縮小による地方の増収分をここで削減されたためです」との説明がありました。

次に、歳出であります。女性委員会運営事業について、「町長が女性委員からの意見を町政にどう反映させたのか」との質疑に対して、「性による差別をなくし、きちっとした場所で、きちっとした発言ができる女性がふえることの意味があります。この事業は大事な施策です」との説明がありました。委員からは、「女性委員会での意見や提言をもっと活用して、町の施策に取り入れるべきである。女性の活躍は町の活力。女性が健康で能力が発揮できる町こそ、美しい風格のある町になるのではないか」との意見がありました。

次に、財産区議会議員選挙費について、「投開票がなかったにもかかわらず報酬が支払われています。備考欄には、投開票管理者報酬とありますが、これはどういうことか」との質疑に対して、「投開票は行われませんでした。当選者を決める選挙会を開催したためです」との説明がありました。

次に、老人憩いの家管理者について、「報告書の中に、施設設備の老朽化が進んでいるとの記載がありましたが、どこを指しているのですか」との質疑に対して、「ボイラー、空調設備や建物や外装などが老朽化しています」との説明がありました。委員からは、「家賃は無料、固定資産税は免除、施設修繕も町負担なのに、経営が赤字なのは納得ができない。経営の改善を求める」との意見がありました。

次に、保育所園児送迎用バスについて、「保育所送迎用マイクロバスに係る経費が約550万円になっている。利用している園児は何人ですか」との質疑に対して、「8月は22人でした。これからも大幅な増加は見込めません。25年度からは1台で送迎しています」との説明を受けました。委員からは、「バ

スの使用期間が20年を過ぎ、修繕がふえている。今後の運営について、検討を求める」との意見がありました。

次に、幼稚園建設費について、「公有財産購入費が約3,100万円不用額となっている。この理由は」との質疑に対して、「土地3筆を購入する計画でしたが、所有者の理解が得られず、1筆しか購入できなかったためです」との説明を受けました。委員からは、「平成25年度の当初予算に公有財産購入費が計上されていない。契約できそうなら補正予算で対応することのことだが、本当に福崎幼稚園の駐車場が必要と感じているのであれば、もっと真剣に取り組んでほしい」との意見がありました。

次に、道路新設改良費について、「三木家住宅の仮囲いラッピング看板設置がこの改良費に含まれていますが、看板設置が道路新設改良費ですか」との質疑に対して、「この事業は地域の夢推進事業です。当初は詳細がわからなかったために、ここで措置しています」との説明がありました。

次に、まちづくり事業費について、「委託料100万円を予算計上していたが、全額不用額になっている。その理由は」との質疑に対して、「県と町による勉強会において、駅前の資料を作成する予定で予算を計上していましたが、勉強会では資料が不必要となったために、全額不用額となりました」との説明を受けました。

次に、エルデホール運営費について、「需用費の中で、施設修繕料の支出が約468万円となっていますが、この金額なら、工事請負費として予算を計上したほうがいいのか」との質疑に対して、「機能維持の場合は需用費であり、機能向上の場合は工事請負費に置いています」との説明を受けました。委員からは、「予算の計上の仕方について検討を加えてほしい」との意見がありました。

続きまして、議案第52号、平成24年度福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、ご報告をいたします。

平成24年度の決算の概要であります。当年度の国民健康保険事業特別会計の歳入決算額は20億1,209万9,223円で、予算額に対する収入率は101.2%である。歳出決算額は19億3,915万5,471円で、予算現額に対する支出率は97.5%であります。翌年度への繰り越すべき財源はありませんでしたので、歳入歳出差引額及び実質収支額は7,294万3,752円となりました。

次に、審査の過程での主な質疑、意見などを集約して、ご報告をいたします。

国民健康保険税について、「収入未済額が約1億3,000万円ありますが、収納率のさらなる向上について対策は」との質疑に対して、「現年度の徴収率はよいほうですが、過年度が非常に悪いです。このため、過年度の徴収に力を入れなければなりません。未申告者への指導をきちんとしていきます」との説明がありました。また、歳出全般の意見として、「歳出を抑制するために、ジェネリック医療品の活用が考えられますが、利用普及はどのようにしているのか」との質疑に対して、「平成24年度で873万3,000円の効果を算出しています」と説明がありました。

また、雑入について、「一般会計保険第三者納付金が19万5,121円及び不当利得返還金26万6,356円となっているが、これらはもっとあるのではないかと考える。チェックはどのようにしているのか」との質疑に対し、「チェック方法としては、レセプトに第三者に記載があるものについては、文書で照会しています」との説明がありました。委員から「第三者の疑いがある

るようなけが、例えば交通事故らしきけがであれば、レセプトに第三者に記載がなくても、調べるべきなのではないか」との意見がありました。

続きまして、議案第53号、平成24年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、ご報告をいたします。

平成24年度の決算の概要であります。当年度の後期高齢者医療事業特別会計の歳入決算額は2億1,784万961円で、予算現額に対する収入率は99.6%であり、歳出決算額は2億1,551万2,843円で、予算現額に対する支出率は98.5%であります。翌年度への繰り越すべき財源はありませんでしたので、歳入歳出差引額及び実質収支額は232万8,118円となりました。

次に、審査の過程での主な質疑、意見などを集約して報告をいたします。

特別会計全体の意見として、「後期高齢者対象者はいつごろピークを迎えるのか」との質疑に対し、「まだ予測していませんが、団塊の世代が現在64から65歳ですので、10年後からピークになるのではないかと思います」との説明がありました。

続きまして、議案第54号、平成24年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、ご報告いたします。

平成24年度の決算の概要であります。当年度の介護保険事業特別会計の歳入決算額は13億452万3,083円で、予算現額に対する収入率は99.7%であり、歳出決算額は12億7,636万458円で、予算現額に対する支出率は97.5%であります。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんでしたので、歳入歳出差引額及び実質収支額は2,816万2,625円となりました。

次に、審査の過程で主な質疑、意見などを集約して、報告をいたします。

介護二次予防高齢者施策事業について、「65歳以上の高齢者に生活機能評価チェックリストを配布、1,636人から回答を得、その中の330人を二次予防事業の対象者として把握したとの記載があるが、把握した後、どのような対応をしたのか」との質疑に対して、「平成25年度の介護要望事業対象者として案内を送っています」との説明がありました。委員からは、「回答がある方は比較的元気な人だと思います。回答がない人への対応も考えてください」との意見がありました。今後、高齢者がさらに増加することが見込まれます。介護予防に重点を置き、地域との連携、協力のもとで、事業のさらなる充実を要望いたします。

続きまして、議案第55号、平成24年度福崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、報告をいたします。

平成24年度の決算の概要であります。当年度の農業集落排水事業特別会計の歳入決算額は2億6,613万5,694円で、予算現額に対する収入率は57.1%あり、歳出決算額は2億5,583万5,694円で、予算現額に対する支出率は54.9%であります。歳入歳出差引額は1,030万円となりましたが、翌年度へ繰り越すべき財源である繰越明許費繰越額などを差し引いた実質収支額は0円となっています。水洗化100%を目指し、さらなる収納率の向上に取り組まれることを希望します。

続きまして、議案第56号、平成24年度福崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、ご報告いたします。

平成24年度の決算の概要であります。当年度の公共下水道事業特別会計の歳入決算額は11億8,718万8,289円で予算現額に対する収入率は9

1. 2%であり、歳出決算額は11億8,157万8,289円で、予算現額に対する支出率は90.8%であります。歳入歳出差引額は561万円となりましたが、翌年度へ繰り越すべき財源である繰越明許費繰越額などを差し引いた実質収支額は0円となっています。

続きまして、議案第57号、平成24年度福崎町水道事業会計歳入歳出決算認定について、ご報告を申し上げます。

平成24年度の給水戸数は7,617戸で、前年度より73戸増加しております。年間配水総量は268万4,371立方メートルで、前年度より2.3%減少し、年間給水量は242万9,302立方メートルで、前年度より2.4%減少しています。その結果、有収率は90.5%となり、前年度と比較すると変化がありませんでした。収益的収支について言いますと、総収益で3億4,216万7,550円、総費用は3億2,513万7,505円となり、1,703万450円の純利益を計上することになりました。水道事業におきましては、節水意識の高まりや人口減少による有収水量が減少し、料金収入が減少しています。今後は管路を含めた施設全体の耐震化と老朽化対策や、巨額の受水費が経営を圧迫するだろうと考えられますが、企業として経済性を十分発揮し、健全かつ安定した経営を確保されることを希望いたします。

続きまして、議案第58号、平成24年度福崎町工業用水道事業会計歳入歳出決算認定について、ご報告申し上げます。

平成24年度における年間送水水量は53万3,309立方メートルで、前年度に比べ1万6,390立方メートル減少し、年間給水量は52万5,703立方メートルで、前年度に比べ1万2,318立方メートル減少しています。有収率は98.6%となり、前年度に比べ0.7%上昇しております。収益的収支については、総収益で2,313万4,115円、総費用は2,199万5,999円となり、113万8,116円の純利益を計上することになりました。

以上、付託されました8議案について、現地調査も含め慎重に審査いたしました。当局におかれましては、ただいま報告いたしました事項以外にも委員会の審査の過程で出された各種の意見や提言についても、今後の事務執行及び新年度予算に反映されますよう、強く要望するものであります。

議員の皆さんにおかれましては、本委員会の決定にご賛同賜りますように、お願いを申し上げます。報告といたします。

以上でございます。

議 長 決算審査特別委員長からの補足説明が終わりました。

委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、決算審査特別委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、総務文教常任委員会から審査報告でございます。

事務局から朗読をいたします。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に補足説明を求めます。

総務文教常任委員会、牛尾委員長。

牛尾総務文教 総務文教常任委員会から報告いたします。

常任委員長 付託案件、議案第61号、平成25年度福崎町一般会計補正予算(第1号)について、慎重に審議いたしました。

審査の結果は、事務局朗読のとおり、賛成多数で原案のとおり可決することになりました。

平成25年9月10日、議会本会議において付託された案件につき、9月18日、役場第1委員会室に委員会を招集し、町長、副町長、教育長、会計管理者、担当課長の出席を求めて、慎重に審査いたしました。

議案第61号、平成25年度福崎町一般会計補正予算（第1号）について、補正の概要は既定の総額に歳入歳出それぞれ2億3,020万円を追加し、補正後の予算を75億6,520万円とするものであります。債務負担行為は第1体育館等の文化ゾーン東側駐車場等用地先行取得事業の限度額を9,500万円とし、期間は平成26年度から平成28年度までとするものでございます。

主な質疑の内容を申し上げます。まず、総務費、財産管理費では、1億3,500万円の増額補正です。内容は、役場庁舎の耐震化工事に伴う工事管理委託料300万円、庁舎耐震等工事費が1億3,200万円となっています。委員からは「役場庁舎のバリアフリー対策は重要であり、エレベータ等の検討、また景観の観点から外観の配慮等、これらを視野に入れて進められたい」など、多くの意見がありました。また、委員から、エレベータの整備基準についての問いに対し、「兵庫県福祉まちづくり条例では、新設の場合は2階以上の官公庁施設などの公益的施設では、エレベータの整備基準がある」との答弁がありました。意見等に対し、「エレベータは外部設置になると考えているが、有利な補助金も含め、検討課題とする。外観については、意匠が変わるが配慮する」との答弁がありました。さらに、「今後のバリアフリー対策等も視野に入れた工事をするように」との意見が申し入れられました。

次に、民生費の幼児園建設費では、3,200万円の増額補正となっています。内容は、平成26年度建設予定の高岡幼児園の敷地造成、既存幼稚園の解体撤去、仮設園舎の借り上げ等に要する費用であり、委員からは、「幼稚園の解体は教育費で計上すべきではないか」の質疑に対し、「現行は教育施設であり、予算の組み替えをしたい」との答弁がありました。

次に、商工費の商工業振興費では、154万円の増額補正となっております。委員から、「加治谷地区に建設予定の公衆便所設計委託料について、建設予定地はどこか」との問いに対し、「文珠荘下の加治谷グラウンド北西角に設置予定であり、小規模なものを考えている。歩こう大会等での利用を考えている」とのことです。委員からは、「洋式化など、トイレの形態についても、よく検討していただきたい」との意見がありました。

次に、教育費、社会教育費は1,030万円の増額補正となっております。主な内容は、7月に故障した図書館の空調熱源ユニットの修繕料、また、文化センター大ホール等の音響設備の更新であります。図書館については、委員から、「空調機故障の原因は」の質疑に対し、「故障したのは心臓部に当たるチラーです。オンライン診断をしておりますが、ここは通常の保守点検ではわからない箇所である」とのことで、「現在は修繕が終わっている」とのことでありました。文化センターについては、これまで音響設備の更新がされておらず、相当な年数を経過しているもので、アンプチューナー及びスピーカーを更新するものであります。

次に、教育費の多目的グラウンド整備費は960万円の増額補正であります。図書館南に建設予定の多目的グラウンド詳細設計委託料については、委員から、「地元区からは体育館の建設の要望が強かった。検討はなされたのか」との問いに対し、「既存の体育館を取り壊して多目的グラウンドの整備場所に建設するこ

とは考えていない」さらには、「高齢者からグラウンドゴルフ等の要望も強い」との答弁がありました。

以上でございます。付託案件1件について、賛成多数により原案のとおり可決することに決定いたしました。議員皆様のご賛同を得ますよう、よろしく願いいたします。

議 長 総務文教委員長からの補足説明が終わりました。委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、総務文教常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、民生まちづくり常任委員会から審査報告でございます。

事務局から朗読をいたします。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に補足説明を求めます。

民生まちづくり常任委員会、小林委員長。

小林民生まちづくり 民生まちづくり常任委員会の審査報告でございます。

常任委員長 民生まちづくり常任委員会の報告でございます。

審査の経過及び結果は、朗読のとおりであります。

以下、審査内容について、補足をいたします。

議案第59号、水道事業の決算に係るものであります。未処分利益剰余金2,219万円余りのうち、減債積立金に200万円、建設改良積立金に1,000万円を振り向けるものであります。これにより、減債積立金は2,435万、あるいは建設改良積立金は4億3,280万円となります。なお、起債の繰上償還につきましては、政府資金等さまざまな制約があるために、町の思うようにはならないという、そういう説明でございます。

議案第60号、福崎町工業用水道事業剰余金処分についてであります。未処分利益剰余金1,102万円余りのうち100万円を建設改良積立金にするものでありまして、これにより建設改良積立金は2,209万円余りになります。

議案第62号、介護保険事業特別会計補正予算であります。国庫支出金及び支払基金交付金の過年度分1,120万円を、財政調整基金を使い返還するものであります。

議案第63号、公共下水道事業特別会計補正予算であります。公共下水道のマンホール施工不備に係る訴訟費用の実費285万円であります。

議案第64号、町道路線の廃止及び認定であります。高岡幼児園線、図書館南線、448号線の路線に関するものでありまして、3路線の現地確認を行いました。

以上、5議案とも全員賛成で可決いたしましたので、よろしく願いをいたします。

議 長 民生まちづくり常任委員長からの補足説明が終わりました。委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、民生まちづくり常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

日程第3 討論・採決

- 議 長 日程第3は、討論・採決であります。
議案番号順に1件ずつ進めてまいります。
それでは、議案第51号、平成24年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 これより採決を行います。
議案第51号、平成24年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員会からの委員長報告は、原案のとおり認定であります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第51号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。
次、議案第52号、平成24年度福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第52号、平成24年度福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員会からの委員長報告は、原案のとおり認定するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第52号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。
次に、議案第53号、平成24年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第53号、平成24年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員会からの委員長報告は、原案のとおり認定するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第53号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。
次、議案第54号、平成24年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第54号、平成24年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員会からの委員長報告は、原案のとおり認

定するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第54号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第55号、平成24年度福崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第55号、平成24年度福崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別任委員会からの委員長報告は、原案のとおり認定するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第55号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次、議案第56号、平成24年度福崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第56号、平成24年度福崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員会からの委員長報告は、原案のとおり認定するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第56号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第57号、平成24年度福崎町水道事業会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第57号、平成24年度福崎町水道事業会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員会からの委員長報告は、原案のとおり認定するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第57号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第58号、平成24年度福崎町工業用水道事業会計歳入歳出決算認

定について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第58号、平成24年度福崎町工業用水道事業会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員会からの委員長報告は、原案のとおり認定するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第58号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。
次に、議案第59号、平成24年度福崎町水道事業剰余金処分について、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第59号、平成24年度福崎町水道事業剰余金処分について、本案に対する民生まちづくり常任委員会からの委員長報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第59号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次に、議案第60号、平成24年度福崎町工業用水道事業剰余金処分について、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第60号、平成24年度福崎町工業用水道事業剰余金処分について、本案に対する民生まちづくり常任委員会からの委員長報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第60号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次に、議案第61号、平成25年度福崎町一般会計補正予算(第1号)について討論を行います。討論はありませんか。

まず、議案に対する反対者の発言を許可いたします。

1 番 議案第61号、平成25年度福崎町一般会計補正予算(第1号)について、反対討論を行います。

まず、本補正予算につきましては、浄化センター周辺整備事業第2の公共施設として、全天候型多目的グラウンド整備費詳細設計950万円が計上されております。債務負担行為による文化ゾーン東側駐車場用地先行取得で9,500万円が

計上されています。浄化センター第2の公共施設では、地元地区から体育館の建設を切望されておりました。まず、第1体育館は建築後約37年が過ぎ、老朽化した建物であり、いまだ耐震工事もなされず、災害時の避難施設として指定されていますが、安心できる避難場所ではありません。さらに、災害時の物資置き場の機能も果たしていないように思います。今後、耐震工事による長寿命化を図るには、財政支出が必要であります。また、機能的にはメジャー、マイナースポーツ競技において、公式競技ができない、行ったことがない、スポーツ施設でもあります。

ここで目を変えれば、2020年には東京オリンピックが開催され、日本国中スポーツ振興の充実が図られることが予想されます。スポーツが今まで以上に盛んになり、我が福崎町も柔道金メダルの松岡義之選手に続く、第2のゴールドメダリストの輩出に努めようではありませんか。現在あります第1体育館は旧態依然であり、町民のスポーツ意識の向上は芽生えないように思います。地元の要望の浄化センター第2の公共施設で、災害時の機能を持つ、メジャー、マイナースポーツで、何か公式競技ができるようなスポーツ館を新築し、快適な施設でスポーツ振興を図るべきではないでしょうか。旧体育館を取り壊し、跡地利用で駐車場にすればよいのです。今ある資産を有効活用することが大事であります。新築するには一時的には財政出動がありますが、長期的視野では体育館、スポーツ施設、新築のほうが得策と考えます。

この本補正予算では、浄化センター周辺整備の詳細設計の950万円、文化ゾーン駐車場地先行取得の9,500万円が計上されているのには反対をいたします。

議員各位のご理解を賜り、賛同いただきますようお願い申し上げまして、反対討論といたします。

議 長 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。
8 番 議案第61号、平成25年度福崎町一般会計補正予算（第1号）について、賛成の立場で討論をいたします。

多目的グラウンドの必要性が三つ挙げさせていただきます。

まず最初に、全天候型多目的グラウンドは、今多くの住民のニーズがあります。それは、多くの議員の方々からも寄せられております要望の一つでありますグラウンドゴルフ場の整備設置であります。グラウンドゴルフ愛好者の多くの方が高齢者であり、グラウンドゴルフ推奨に関しては、高齢者の健康増進につながるものと考えております。また、この全天候型グラウンドは、グラウンドゴルフ愛好者の多くから強い要望があります。住民の高いニーズと、また健康増進という意味から、大変有効なものになると考えております。

次に、このグラウンドの活用に関しましては、消防団の訓練の場所になると考えております。消防団活動において、消防操法訓練は基礎であり、重要不可欠であります。残念なことに、消防団は常にこの練習場所の確保に苦慮しております。このグラウンドを消防操法の訓練の場所として、提供することにより、基礎的訓練の強化になるものと考えます。ひいては、防災活動の強化につながるものであります。

三つ目であります。地域交流の場としての活用があります。多目的グラウンドにおいて、フリーマーケットや子ども会の行事等、多種多様にわたるイベントが開催でき、地域交流としての場の提供ができるものと考えております。

以上、3点の点から、私は原案のとおり賛成をいたします。

議員各位におかれましては、ご理解、ご賛同を賜りますよう、よろしくお願

いたします。

議 長 ほかに本議案に対する討論はありませんか。ございませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 これで討論を終わります。
これより採決を行います。

議案第61号、平成25年度福崎町一般会計補正予算(第1号)について、本案に対する総務文教常任委員会からの委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

賛成の方は賛否の確認をいたしますので、しばらく起立をお願いいたします。

(起立多数)

議 長 起立多数であります。

よって、議案第61号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

しばらく休憩をいたします。再開時刻は10時45分といたします。

◇

休憩 午前10時28分

再開 午前10時45分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、議案第62号、平成25年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

よって、これより採決を行います。

議案第62号、平成25年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、本案に対する民生まちづくり常任委員会からの委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第62号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第63号、平成25年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第63号、平成25年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、本案に対する民生まちづくり常任委員会からの委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第63号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第64号、福崎町道路線の廃止及び認定について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第64号、福崎町道路線の廃止及び認定について、本案に対する民生まちづくり常任委員会からの委員長報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第64号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
以上で、本定例会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。

日程第4 追加議案の上程、討論、採決

議 長 この際、お諮りいたします。議事日程の追加でございます。
先ほど議会運営委員会を開き追加議案の上程について検討をお願いし、了承を得たところですが、議案第68号、工事請負契約（川端雨水幹線工事（第1工区））、及び、意見書案第1号、道州制導入に反対する意見書の2件を日程に追加し、直ちに議題としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第68号及び意見書案第1号を日程に追加し、議案とすることに決定いたしました。

町 長 それでは、議案第68号に対する町長の提案理由の説明を求めてまいります。
先ほどは冒頭に提出いたしました議案全てに賛同をいただきまして、ありがとうございました。

引き続きまして、議案第68号を提案させていただきます。これは川端川の雨水排水に関する工事請負契約に関するものでございます。

できるだけ災害を少なくしていく、そういう立場から提案をいたしておりますので、説明は担当課長が行いますので、十分ご審議の上、賛同くださいますように、お願いを申し上げます。

議 長 引き続き、議案第68号、工事請負契約（川端雨水幹線工事（第1工区））について、担当課長に詳細な説明を求めます。

上下水道課長 議案第68号について、ご説明申し上げます。

この工事は平成25年9月5日に一般競争に付したもので、工事期間等を考慮し、早期に着工する必要があるため、まことに申しわけありませんが、追加議案としてお願いし、契約を締結するため、規定により議会の議決をお願いするものであります。

議案第68号資料に、川端雨水幹線工事（第1工区）の資料をお示ししております。まず、資料の第1ページには、右側に入札結果をお示ししております。工事名は川端雨水幹線工事（第1工区）、落札金額は7,423万5,000円で、落札者は株式会社平野組です。工期は平成26年3月31日までとしております。

資料2ページをお開きください。2ページには、工事の位置図をお示ししております。工事区域は下流の市川部から大塚古墳の手前の範囲であります。それと

ともに、千束水路の関係するゲートを予定しております。

資料3ページをお開きください。工事概要をお示ししております。水路工341メートルと、スライドゲート工5門となっております。

以上で、議案第68号の説明を終わらせていただきます。よろしく審議を賜り、ご賛同いただきますよう、お願いを申し上げます。

議長 次に、意見書案第1号、道州制導入に反対する意見書について、総務文教常任委員会牛尾委員長に説明を求めます。

牛尾総務文教 意見書案第1号、道州制導入に反対する意見書について、提案の理由を説明いたします。常任委員長

道州制は今後の地方自治のあり方、日本の統治機構のあり方を抜本的に見直す極めて重要な課題であります。国民的議論がなされていないのが現状であります。道州制の根幹となる道州と基礎自治体という二重構造は、小規模自治体の存続意義を否定し、市町村が強制合併を余儀なくされると考えられます。また、全国町村議会議長会は、地方分権の推進に逆行する道州制の導入を断固反対しています。それでは意見書を朗読し、説明にかえさせていただきます。

道州制導入に反対する意見書。我々、町村議会は、平成20年以来町村議会議長全国大会において、その総意により、住民自治の推進に逆行する道州制は行わないことを決定し、本年4月15日には全国町村議会議長会が町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは、まことに遺憾であるとする緊急声明を行いました。また、さらに7月18日には、道州制は絶対に導入しないこととする要望を決定し、政府、国会に対し要請してきたところであります。しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然として見られ、また、野党の一部においては、既に道州制への移行のための改革基本法案を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きを見せております。これらの法案は道州制導入後の国の基本的な形を示さないまま、期限をつけた、導入ありきの内容となっており、ほとんどの町村においては事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いと思われております。

平成の大合併についての検証も十分でないまま、地方自治体の再編を強行しようとする動きは、憂慮にたえないものであります。地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な基礎自治体と道州の2層制は、小規模町村の存在を否定し、事務権限の受け皿という名目のもと、事実上の強制合併を余儀なくされるものであり、住民自治が衰退してしまうことは明らかであります。よって、福崎町議会は、住民自治の推進に逆行し、国民的議論がないまま進めようとする道州制の導入に反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年9月25日。なお、意見書の送付先は別紙のとおりで、この意見書を政府に対し送付するものであります。

これをもちまして、提案理由の説明を終わります。議員各位には、よろしくご審議の上、何とぞ賛同賜りますよう、よろしくお願いたします。

議長 以上で、本日追加議案として上程されました案件の説明が終わりました。

次は、議案に対する質疑であります。議案第68号、工事請負契約（川端雨水幹線工事（第1工区））について、質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

議長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、意見書案第1号、道州制導入に反対する意見書について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

以上で、追加議案に対する質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。ただいま上程中の両議案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、ただいまから即決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、本会議において即決することに決定いたしました。

それでは、議案第68号、工事請負契約について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第68号、工事請負契約について、議案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第68号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、意見書案第1号、道州制導入に反対する意見書について、討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

5 番 失礼いたします。私はこのたびの道州制導入に反対する意見書の提出について、提出に反対の立場から討論をいたします。

近年、我が国の地域社会は人口減少社会や経済の悪化、産業、就業構造の変化など、かつてない構造変化に直面しているものでございます。このような課題に対応していくためには、地域における総合性、機動性、あるいは柔軟性を備え、広域的に圏域を単位として戦力的な政策を展開できる安定的な効率的な行政体制を構築する道州制の導入が必要となります。現在の中央集権システムは東京一極集中と地方の格差が問題となっており、地方の閉塞状況の打開と活性化が強く必要とされているものでございます。

そのような中、全国を幾つかのブロックに再編すれば、東京に負けない経済規模を持っています。例えば、九州が一つになれば、一国並みの経済規模と人口を持つように、全国の各ブロックも高い可能性を持っているものでございます。現行の中央集権制度では、国が地方に対し広域的にわたる細やかな規制を行っており、地方は裁量を限定されています。ブロック規模で広域的に実施したほうがより効果的な政策ができると思います。しかし、県単位で実施されていることから、その能力が十分発揮できていないのも事実でございます。

そこで、全国規模で再編して、幾つかの道州に、国の役割を地方へ移すことで、地方のことは地方で決めることが可能になるわけでございます。また、厳しい財政状況のもと、徹底した歳出削減と、持続可能な財政システムが必要であります。そのため、限られた財源を地方のために使うには、地方のことは地方で決め、そして地方分権制度の確立が必要になってくるわけでございます。

道州制導入は、地方分権を加速させ、活力ある地域を実現させるとともに、国と地方を通じた効率的で明確な行政、財政システムの構築を可能にさせ、二重行政や非効率的な行政システムを解消できるものであり、社会資本整備や公共投資の選択と集中が可能になり、無駄な歳出が削減でき、危機的な財政状況の解決につながっていくと思います。

現在の社会を見ていますと、住民が地域の個性、真の豊かさを求める時代になり、現行制度の中央集権制度により、これまで国が企画してきた政策は、地方の要求に適合できなくなってきました。また、都道府県、市町村制度に起因する問題も多く、各地方での選択と集中による効果的、効率的な社会資本整備が行われていません。国、県、市町村の二重あるいは三重行政や許認可などの申請手続で手間がかかるなど、行政の非効率性などが挙げられます。

さらに、県市町村の境があることによりまして、社会資本の整備の進捗のおくれが問題になっているのも事実であります。現在の都道府県制度が確立して、約100年が過ぎております。高度成長期にはこの仕組みのもと、人、物、金といった資源を計画的に配分し、国民全体の所得水準を飛躍的に引き上げることに成功したのも事実であります。つまり、今の経済大国日本を築いたのは、中央集権体制のたまものといつてよいと思います。

しかし、しかしでございます。豊かになった現在は文化的な生活が急速に進みまして、人々の価値観が非常に速いスピードで変化をしております。東京一極集中の是正、豊かな地域社会の形成、少子高齢化、人口減少社会への対応など、新しい時代の諸課題に対して、国は迅速、的確に対応できなくなっているように思います。このような問題を解決するには、内政に関する役割の多くは地方に移譲し、地方にできることは地方に任せるシステムを構築することが極めて重要であり、そのための道州制導入は、新しい日本の構築に欠かせない取り組みであるわけがあります。

したがいまして、意見書の内容は近代社会に逆行しているようにあります。提出に反対するものでございます。議員の皆様には、ご理解をいただき、賛同いただきますことをお願い申し上げまして、意見書の提出に反対の討論といたします。

議 長 次に、議案の賛成者の討論はありませんか。
7 番 意見書案第1号、道州制導入に反対する意見書案に賛成する立場から討論を行います。

意見書案の文中にあるとおり、平成の大合併についての検証も十分でないまま、地方自治体の再編を強行しようとする動きは憂慮にたえないものであります。

まず、市町村合併と自治体職員の定数削減が、住民サービスの低下をもたらし、その弊害が東日本大震災以後の災害対応であらわれています。安全・安心な地域づくり、まちづくりを目指すべき自治体の役割を弱める市町村の再編とセットで進められようとする道州制は、本来の自治体の役割に逆行するものであります。

道州制は財界が究極の構造改革と位置づけ、長年要求してきた国家制度の大改変です。国の仕事を外交、軍事、通商、司法などに限定し、憲法にうたわれた社会保障や教育など、国民の基本的な権利を守る国の責任は投げ捨てるものです。今の都道府県をなくし、全国を10程度に区分けして、道州を置き、今約1,700ある市町村を再編し、将来的には300程度の基礎自治体にしようというものです。1990年代の国の公共事業や三位一体改革で、国の財政も地方自治体の財政も、その危機が生み出されました。今の財政危機の問題の原因を明らかにせず、道州制の導入を進めることは、国から地方への財政支出が削減され、住民施策の水準を確保することが危ぶまれます。

財界は広域行政を担う道州に道路、公安など大型事業へ財源を集中させることを求めており、住民生活の切り捨てが一層進むことにつながります。道州制の導入と合わせて、消費税を地方税化し、引きかえに地方交付税を廃止しようとする動きもあります。交付税はどの自治体も標準的なサービスの財源を保証し、憲法の定める地方自治の本旨の前提を整えるものであり、欧米にはないすぐれた制度です。

地方分権、道州制の名で進められようとする中身として、ナショナルミニマム、全国どの地域でも共通の福祉、教育などの水準、最低基準を維持する仕組みというべきものの放棄があり、これは、憲法、地方自治の原則に反するものであります。今、求められているのは、憲法、地方自治の原則に立ち返り、地方交付税制度の堅持、充実を図ることとすべきであります。

以上をもって、本意見書案、道州制に反対する意見書案への賛成討論といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議 長 再度、討論の確認をいたします。反対者の討論はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 賛成者の討論もございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 以上で討論を終わります。

これから、採決を行います。

意見書案第1号、道州制導入に反対する意見書について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。賛成の方は賛否の確認をしますので、しばらく起立をお願いいたします。

(起立多数)

議 長 起立多数であります。

よって、意見書案第1号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5 特別委員会の設置

議 長 日程第5は、9月6日の全員協議会でご検討いただきました福崎駅周辺整備対策特別委員会の設置であります。

本件を議題としてお諮りをいたします。

JR福崎駅が福崎町の玄関口としてふさわしい魅力的な駅となるように、総合的に調査・検討を行い、福崎駅周辺整備事業の早期実現を図ることを目的として、議長を除く13名の委員をもって構成する特別委員会を設置することとし、その目的が達成されるまで、閉会中も継続して調査・研究することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

重ねてお諮りいたします。

ただいま設置されました福崎駅周辺整備対策特別委員会の委員の選任につきましては、福崎町議会委員会条例第7条の規定により、議長が議会に諮り、指名することになっております。

よって、議長が指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、指名をいたします。

1 番	宮内富夫議員	2 番	木村いづみ議員
3 番	牛尾雅一議員	4 番	城谷英之議員
5 番	富田昭市議員	6 番	北山孝彦議員
7 番	石野光市議員	8 番	前川裕量議員
9 番	松岡秀人議員	10 番	難波靖通議員
11 番	小林博議員	12 番	高井國年議員
13 番	釜坂道弘議員		

以上の13名を指名いたします。

ただいま指名しました議員13名を、福崎駅周辺整備対策特別委員会委員とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました13名を、福崎駅周辺整備対策特別委員会委員に選任することに決定いたしました。後ほど委員会を開催の上、委員長及び副委員長を選任され、議長まで報告をしてください。

日程第6 一般質問

議長 日程第6は、一般質問でございます。

今議会の一般質問の通告者は6人であります。

それでは、日程により通告順に一般質問を許可いたします。

1番目の通告者は、宮内富夫議員であります。

1. 浄化センター周辺の公共施設と第5次総合計画について

以上、宮内富夫議員。

宮内富夫議員 議席番号1番、宮内富夫、ただいまより一般質問をさせていただきます。

今回の質問事項は議長がご案内いただきました浄化センター周辺の公共施設と第5次総合計画についてでございます。

さて、当初の下水道整備計画は残すところわずかとなり、本年度をもって終わろうとしています。次の工業団地へと進んでいくところであります。

下水道事業を振り返ってみれば、平成4年度の当町の下水道基本構想と全体規格の作成を行われてから20年が過ぎました。平成6年6月には、現在の場所に下水道都市計画決定が行われ、西治地区の地権者に理解を求め、用地買収に入りましたが、難航を極めたのは承知しております。13年9月には用地買収もほぼ終わり、用地を取得することができました。長きにわたり努力をされました。この間、西治地区と地権者には、浄化処理方式は沈殿方式のOD方式を採用するとのことでありました。西治地区、また地権者の方々は、先進地視察などを行い、OD方式なら、水質、異臭など環境面で大丈夫ということで、用地の買収に協力されたのではないのでしょうか。

それが、14年1月には、膜分離活性汚泥法の検討となり、2月に臨時議会を開かれ変更となっております。西治地区の住民は青天のへきれきのような感じで、買収話が齟齬された感はぬぐえません。今、申し上げたことについて、確認かたがた答弁を求めます。

上下水道課長 流れをかいつまんで申し上げますと、変更の経緯であります。平成13年11月に下水同事業団が膜方式を新技術ということで選定しております。また、平成14年1月には、下水道推進本部で膜方式の検討、また山東町への施設視

察を行い、膜方式への変更を決定いたしましてしております。また、平成14年2月5日の産業建設常任委員会で、膜方式の変更の報告をさせていただき、9日に西治の役員会で議会の賛同を得ることを条件に、了解を得ておるように考えております。

また後日の10日には、新町の役員会でもおおむねの了解を得ておると思っております。2月の19日に全員協議会において、維持管理費が高くつくという意見もございましたが、工事費とか減価償却が安くつくということでもあり、また技術が目まぐるしく進歩しておる中、最新の方式で、特に塩素を使用しなくて済むため、環境にやさしく、また周辺の農地の農業用水としても問題はないということ等の説明を行い、議会として膜方式の採用の承認を得て、21日の議会の議決を得ておる状況でございます。

宮内富夫議員 今の答弁をお聞きしましたら、1月に検討に入って、もう2月にはほぼ決定したんだという、ほんの短い期間でこのような決定をなされたわけでございます。

嶋田町長は当時の為政者でありまして、こう決定されたら、このように思いますが、当時を思い出して、今言われましたが変更の理由等をお願いしたいと思います。

町長 私が町長に就任いたしましたのは、平成7年12月ということでありました。町長室にやってみますと、恐らく西治の方々が多かったと思えますけれども、反対の署名が机の上にはうずたかく積んであるという状況でありました。それを引き継いで、私が町長として下水道というんでしょうか、その担当に当たらなければならないということをひしひしと署名を見ながら思ったわけであり

ます。したがって、署名をしてくださった皆様方にきちっと今の場所で進めさせていただきたいというお願いにまいるという仕事が私の第1番目の仕事であったわけでありまして、それぞれの四つのブロックに署名を集約いたしまして、署名の多かったところから、一つ一つお願いに回るということを行ったわけ

あります。そして最終的に、大体署名してくださった方々の了解を得るということになったわけでございます。そしていよいよ用地買収にかかるということになりました。西治の地域の地権者の皆様方の足元をお願いをしにまいりました。しかしそれはなかなか進みませんでして、実に6年を要したわけであり

ます。何回となしにお願いに行く中で、地権者の皆様方のご同意を得ることができました。大変うれしく思っているわけでございます。

それ以後、ずっと皆様方のそうしたご厚意に応えるべく頑張ってきたということでもあります。

私ではありませんけれども、前町長の松岡さんが、二つの公共施設をつくるという約束をされているということも知ったわけでございます。

そういう中で、環境に優しいという立場もありまして、図書館か、そして温水プールかという選択を迷ったわけでありまして、結果として図書館を一つ目の公共施設として設置をさせていただきました。そして二つ目の公共施設につきましては、今回議決を得ましたような施設ということになったわけ

でございます。そうしたことで、西治の皆様方には、できるだけご要望に応えるような努力を

してまいったということでもあります。さて、機種の変更でありますけれども、私は下水道に関しまして、いろいろな方式があるということを町長になりまして初めて知ったわけ

いろ検討をいたしましたけれども、排水が、処理水が一番きれいというのは今の膜方式であります。それは最新の技術を駆使しておりますから、最高というふうに技術的には理解をしておりました。ところが平成13年11月の官報までは、政府の発表までは、補助金が出ないということになっておりました。そのためにこれまでのOD方式を継承しながら進んでまいったわけであります。したがって、私が平成7年の7月に町長になっておりますから、平成13年の11月の官報まで、実に6年間を要するわけであります。それまではOD方式で私も行こうと、実は膜処理法のほうがはるかに技術的に排水処理もいいしということはおわかりしておりましたけれども、補助金がもらえない制度でどうすることもできないと言っておりましたけれども、ついに国土交通省が私たちの要望を受け入れて、膜処理方式も可能という結論を出してくれたわけあります。

そこで私はこの方式を常々いいと思っておりましたから、国土交通省への申請を行うことを、私自身が決定をし、それをまずは役場の幹部会の皆様方にお示しするということでもあります。もちろん、OD法ですと平成4年に立案をしながら、平成13年までかかっているわけありますから、幹部職員の皆さんもOD法で行くということで着々と準備を進めておられたのも事実であります。

したがって、私の思いを貫徹するためには、まず職員の説得から進めなければならぬという難事業であります。職員の皆さんはOD法ということでありましたから、当然職員の皆さんも、せっかくここまで積み上げてきたものでありますから、OD法で行かせてほしいというのが一つの職員の希望でありました。しかし私は、どの文献をとってみても、膜処理にまさるものはないという確信を見ました。私が18年町長をやっておりますけれども、この18年間で一番勉強したのはOD法から膜処理に変えるためにどうするかと、これは文字どおり寝食を忘れて文献を読みあさったわけあります。

残念ながら福崎町の膜処理方式は日本の第1号でありますから先進例がありません。先進例がありませんから、私はもう困り果てて外国の文献に頼るしかなかったんです。なかなか英語は堪能ではありませんけれども、できるだけ文献を取り寄せて、字引を引きながら、そして英語の堪能な職員にもお願いをいたしまして、外国の文献で膜処理方式の優秀さというのを私なりにいろいろと検証をいたしました。そして、職員の理解を得た上で、今度は議員の皆さんのご理解を得なければなりませんので、大体思い出すと私は8点にわたってその利点を述べたわけあります。

しかし、どうしても私の説明がつかない問題がありました。それはランニングコストであります。ランニングコストはここはOD法は酸素をむちゃくちゃにたくさん使いますので、その酸素を送る、すなわち空気を送る施設、これのモーターにかなりの電気が要するということでありました。ですから、なぜ私がOD法から膜処理にしたかという、排水がほかに比べることができません。ですから工業団地も福崎町の排水にかなう施設をつくるということは、それはなかなか難しいから、福崎町のクリーンセンターにつながせてほしいということから、今までは、これまでは福崎工業団地の下水道処理は国土交通省に届けてはおりませんでしたので、都市計画にのっておりませんでした。しかし、工業団地からぜひともつながせてほしいということから、都市計画の審議会を開いていただいて、そしてそこで承認を得、県の承認を得、そして国土交通省の承認を得て、来年度からは工業団地のもつなぐという方向で進めさせてもらおうと、このように思っているわけなんです。

これは排水がきれいということが第一です。私が考えましたのは、市川の川すそには瀬戸内海があるということであります。瀬戸内海はご承知のように内海であります。ここはなかなか浄化がしにくい。太平洋のように大きければ海流の流れがあって浄化しますけれども、瀬戸内海はなかなか浄化しにくい。したがって、川から流れてくる排水については、国も非常に規制が厳しくなると思いました。

これからは環境を守るために、市川の排水はますますきれいな水を流すように要求されるだろうと思ったわけです。そして、その規制がきつくなっても、最高の水準の膜処理にしておけば、どんなに規制がかかったとしても、瀬戸内海に流す水はきれいな水を流すことができると、一旦OD法でやっていて、それをレベルアップするためには多額の費用がかかるということから、最新の設備に切りかえようとしたのが第1点であります。

そして第2点目は、初期の投資が分散できるということであります。OD法はご承知のようにデッキを、大きなプールのようなものを一番最初からつくっておかなければなりません。そうするとそのプールをつくるために、一番最初から多額の費用がかかるわけであります。そうではなしに、膜処理は、参加してくださる方に応じて、順々に膜をふやしていけばいいわけでありますから、初期投資が分散してできるということであります。

第3点目に選んだのは、用地が少なくて済むということであります。大きなプールをつくるためには非常に広い面積が要るわけであります。そうなりますと、ご承知のとおり最初に買っていた、すなわちOD方式で買った用地の中に二つの西治の皆さんのお約束の公共施設を建てることのできる。もう図書館は建っておりますし、次の施設も、今まで買っておる土地の中で、そうすると土地の有効利用ができるということであります。

そういった観点から、OD法から膜処理に切りかえさせていただいたわけであります。ただ、私が心配しておりましたのは、3.11の地震がありました。そのために電気代が若干上がったということでありますから、ランニングコストは若干高つくだろうと、その変化の比較はまだ十分進んでいるというわけではありませんけれども、ランニングコストについて、若干高つくのではないかなという、その心配はしておるわけであります。

しかし、長い目で見れば、瀬戸内の規制、いい排水を流す、初期投資が少なくて済んだ、そして土地の有効利用ができるということで、私は結果としてはよかったのではないかと、このように思っております。

宮内富夫議員 今、答弁を聞きましたら、膜方式に対しまして、文献その他いろんな情報を仕入れて、それで出されたということで、結論的には瀬戸内規制法ですか、特にだんだん厳しくなるだろうと、初期投資が少ない反面、ランニングコストが高くなるかもしれないということ、用地が今までより少なくて済むと、この点が挙げられたわけですが、結論的に3点のことですが、瀬戸内規制法いうんですけれども、それはこの当初決められたときからの規制はやはりきつくなっているような状態なんでしょうか。

副 町 長 そのとおりでありまして、総量規制がこの瀬戸内法であります。そういう関係では厳しくなっております。

宮内富夫議員 水質汚濁防止法ということで、きのう調べたわけですが、総量規制は今まで続いているということで、その水質の汚濁の単位については、当初から余り変わってはいないということをお聞きしております。新しく出てきたようなことがあって、そういう工場または事業所から出てくるものが追加されたという

ようなことで、水質の規制値というのは変わってないと、このように私は認識しているわけですが、今ありましたように、だんだん瀬戸内規制法がきつくなるのがいいのか、恐らく水質は今のことを調べましたら、一番最高値から半分ほどに減っています。CODですか、ああいうものとか、窒素、リン酸も最高値から大分減っておりますので、予防というような形でそれはされたいのかなと思いますけども、余り水質というのには、こだわらなくてもよかったのではなかったかなと、結果的にはそう思うわけですが。

それと、初期投資が少なくて済んだ、その分ランニングコストが、恐らくもう稼働しかけてから8年しております。膜の寿命等があります。今後そのような費用がかかってくると思いますが、そういうものに対して幾らほどかかるのかというのは、今後の検討の課題とこのようになってこようかと思います。それが、このランニングコストが下水道の使用料に反映されれば、また使用料がふえるというような懸念もするわけですが、そのようなことがないように、できるだけランニングコストを抑えていただき、町長が今言われました、この3点につきまして、できるように、特に2番目のランニングコストがかかるから使用料の値上げがするようなことがないように、強く求めるわけですが、その辺はいかがなものでしょう。

上下水道課長 今、議員ご指摘のランニングコスト等の問題でございますが、処理を開始いたしましてから今約8年を経過いたしております。膜の経過とか、いろんな施設の老朽化等にも、職員は一生懸命対応をして、できるだけ費用を安く上げるように努力をいたしておるところでございます。今後についても、その努力は一層強めてまいっていく所存でございます。

宮内富夫議員 その旨よろしくお願いいたしまして、次は工事でございますが、平成23年1月末に大門地区でマンホールで舗装のクラックが発生し、手抜き工事が発見されました。現在は手直しされ正常ですが、このような事案が発生すれば地中に埋設されております管路などにつきましては、疑問が湧いてくるわけですが。

上水は圧力をもって水を送るということで、管から水が漏れる漏水、反対に下水は自然流水なので管路には外から水が入ってくる。俗に言う不明水であります。また、マンホールについては以前も異物の混入などがありまして、いろいろなトラブルがあると思いますが、科学的、人的な調査など、どのような調査を行って管理されているのか、答弁をお願いします。

上下水道課長 不明水につきましては、現在のところ管のカメラ調査など大がかりな調査は行っておりません。ただ、大雨が降っておるときに、マンホールを一つ一つ開けて、マンホールポンプ場の降水位の警報等を手がかりに、不明水が、雨水の入ってきているラインを調べております。完全にはまだ終わっておりません。途中経過の状況ではありますが、ある程度の効果は発見できております。その中には、失礼な言い方をするんですが、家庭内の汚水の配管が誤っていたようなケースも中にはあります。そこらは全部改善するように指導はしております。今後につきましても、そういった努力はしてまいりたいと思っております。

宮内富夫議員 異物の混入は今答弁いただきましたでしょうか。

上下水道課長 異物の混入でございますが、これはタオルとか、具体的に申し上げますと、おしめ等の混入でございます。この混入の状況につきましては、非常にポンプに無理がかかりますので、メールで職員また管理者のほうへ通報が行くようになっておまして、緊急対応をしております。

また、町民の方々につきましては、広報誌等によって、そこらの注意の呼びか

け、お知らせは行っておるところでございます。

宮内富夫議員 雨のときにマンホールを開けて見るんだということでございますが、工事をしているときに水が湧いて出たというところがありまして、何か沈理工法というような工法でされたところがあるわけです。ほとんどその中は水が流れてるような。そのようなところを昼間でも重点的に見ていただければ、そのような内容的にはわかるのではないかと、このように思います。ずっと工事をされていきましたので、地下水等のわき出るようなところはわかっているかと思っておりますので、管の中へ入ってくる水は極力、次にもまたお聞きしますが、極力お願いしたいとこのように思うわけでございます。

下水の面整備工事も最終段階で、福崎町全体に汚水処理ができるようになりました。衛生的で快適な生活が送れるようになりましたが、当初の目標から汚水の浄化処理目標と実績、接続件数の目標に対する実績、これこれが財政的に非常に大きくかかってこようかと思っておりますので、これがどのようになっているのか、お聞きをしたいと、このように思います。

上下水道課長 現在の進みぐあいと申しますか、比較でございますが、平成21年度に財政計画を立てております。その時点との比較を申し上げますと、処理水につきましては、目標に対し75%でございます。これにつきましては、水道の節水機の普及とか、節水意識の高揚が大きな原因の一つではないかと考えております。

また、接続件数でございますが、財政計画と比較いたしまして、約95%で、目標はほぼ達成しております。ただこれは接続というのは非常に進めていかないかんとすることは常に思っておりますので、今後についても、接続の努力はしてまいりたいと思っております。

宮内富夫議員 接続でございますが、これが多くなれば処理量も多くなるということで、安くなっていくわけでございますが、今ありましたように、ランニングコストが高くつくだろうというような予測をされておりますので、一日も早く接続を多くしていただきまして、費用を賄って、一般財源から公共施設のほうへの繰出金を少なくしてもらいたいとお願いする次第であるわけでありまして、そうしないと、非常に一般財源のほうにも負担がかかってきますので、その点よろしくお願いを申し上げます、次の、今議会で決定しました、第2の公共施設ということで、お尋ねしていきたいと思っております。

先ほどの補正予算の中に、全天候型多目的グラウンドの詳細設計があり、可決いたしました。私は反対いたしました。私は反対いたしました。これは、全天候型グラウンド建設が動き出すわけでございますが、第433回平成24年3月議会において、私は、地元は体育館建設を要望していると申し上げます。残念ながら多目的グラウンドになった要因は何でしょうか。

企画財政課長 多目的グラウンドを決定した要因でございますけれども、平成24年の12月議会で宮内議員さんから第2の公共施設の調査費の予算化についての質問を受けました。予算につきましては、必要があれば企画費の中に根幹事業を置いておりますので、そこで執行させていただき、役場内部で検討しますと答弁させていただいたわけでございますが、25年の5月13日に1回目の役場内部の検討会議を開きまして、市街化調整区域であります図書館南の用地につきまして、整備が可能な公共施設についての検討を行いました。

議会や委員会での質疑等を参考にさせていただきまして、住民に利用していただける施設として、5月30日に県のほうに、兵庫県のほうに補助金について相談に上がりました。ドームであれば補助率が2分の1の木質化補助金が利用可能ということで確認をいたしまして、同日町長、副町長に報告をいたしました。

て、計画を進める了承を得て、計画を立てていったわけでございます。そして8月2日の全員協議会のほうに案を報告させていただきました。

要因としましては、この木質化補助金、また地域の元気臨時交付金といった有利な財源を確保できたことが全天候型多目的グラウンドの整備を進める要因となったと考えております。

宮内富夫議員 今の答弁でしたら、お金がついたから建てるんだと、このような答弁だったと思うんですけども、私はこのように使うからこうなんだと、議員が、また町民の多くの方がこのような施設が今ニーズとしてあるんだとか、そういうようなことがあると思うんですけども、今の答弁を聞きましたら、補助金があったからそれをするんだというようなことで、補助金があったら何でもつくるのかと、このようになるわけでございます。全く、この施設用途ということに対しての考えはなかったのか、その辺をお聞きします。

副 町 長 議員の言われるとおりでありまして、我々といたしましては、住民のこのごろの一番の要望でありますこのグラウンドゴルフといったようなもの、本議会における一般質問等でも、このグラウンドゴルフのそういったような形の中で、整備できるようところはなにかといったようなご要望もたくさんいただきました。また、雨天時期における分野についても、そういったような事柄ができるような施設、これらは神崎郡内における分野でも、神河町でもそういうような全天候型のグラウンドもございますし、そういったような事柄を含めた形の中で検討を加えさせていただいたということでありまして。

なおかつ、今、福永企画財政課長が申し上げましたように、そういう有利な財源というのも大切な要素であると思っております。

宮内富夫議員 お金がないからそれは当然補助金でしなければ福崎町の財政としては無理かなと思うんですけども、やはり町民ニーズとか地元ニーズとかいうことをよく勘案していただきまして、それでこのような多目的グラウンドになったんだというのが私は必要かと思うんです。このようなグラウンドでは、3歳の公園デビューする子どもからお年寄りの散歩まで全部使えるんだとか、何かこういうような答弁があるのかなと期待しておったわけですけども、補助金で決めたんだということになりましたら、今副町長から答弁がありましたので、グラウンドゴルフが今大勢の方が使用されていると、これに対してグラウンドゴルフ場、ドームの中でしたいんだというようなニーズが高かったということをお聞きして、納得をしたわけでございますが、いろんなことでこの多目的グラウンド、全天候型ドームがついているこのグラウンドで、いろんなことを考えてもらいたい、やってもらいたいということで、次にお聞きするわけでございますが、公園的な多目的グラウンドで期待することが各課においてあると思っております。社会教育課、学校教育課、健康福祉課、住民生活課、地域振興課、農林振興課、総務課、またほかの課におきましても、私は多目的グラウンドでこのような事業を行いたいとか、期待しているとか、いうようなことがあろうかと思っておりますので、順番に述べていただきたいと思っております。

企画財政課長 各課順番にということでございますが、総括的にちょっとご説明をさせていただきたいと思っております。

先ほどちょっと財源の説明が前に行き過ぎまして、誤解を生んだようでございますけれども、当然住民さんに使っていただける施設として、そしてよりよいものをつくるために、できるだけいい財源を取っていききたいという思いで答弁したものでございます。

それで、町として町民の広場利用に期待することを総括的に申し上げますと、

住民の要望として把握しておりますのが、グラウンドゴルフなど気軽にスポーツが楽しめる場所、また子どもが安心して遊べるような公園や広場、また消防操法の練習場所、そして災害時に防災拠点となるような空間、またウォーキングやジョギングが楽しめる園路などが考えられるわけですが、この中で期待する効果を一言で申しますと、健康づくりの推進のために生涯スポーツを振興していくということでございます。

具体的に申しますと、高齢化が進行する中で、町民が生涯にわたって健康で明るく、活力ある生活が送れることが重要であると考えております。そのために、幼児から高齢者まで年齢や体力に応じて気軽にスポーツが楽しめる場所の提供が必要であると考えております。またここは、交通の要所にある福崎町の交通の便のいいところでございますので、いざ何か災害が起きたときの防災の拠点としての機能も十分活用できると考えております。

宮内富夫議員 私は各課長にお聞きしたかったわけですが、例えば学校教育なんかを考えてみましたら、今マラソン大会をするのには信号があると、そういうところでは非常に邪魔になると、こういうような現状かと思っておりますが、そこを拠点にして、今ほ場整備をしている農道等を走れば、マラソンのコースにはまた考えることがあるんじゃないかとか、いろんなことが私はあると思うんですよ。社会教育では、今やっている外ですするような何か大会とかイベントとか、このようなことがあるのかなと思うわけです。健康福祉課にいたしましては、今、生涯的な健康運動、グラウンドゴルフ、外ですするような体操とか、住民生活課、残念ながら消防操法の練習場は西治の村ではありますので、ここは使用しないと思っておりますが、その他近隣の地区が使用されるかと思っておりますが、そのように防災とか、そういうような拠点になるとか、いろんなことかと思っております。地域振興課、農林振興課では、できるだけ、隣に浄化センターという不快施設があるならば、そこで一段ときれいにして、食べ物のイベント等がありましたら、そこでやればなお一層の不快施設というのが消えていくのではないかと。

やはりこのように、いろんな使い方、考え方、使用の仕方があるわけですが、今から建てようとするならば、そのようなことを十分に考えていただきたいと、このように思うわけですが、つくってしまえば、後は住民が勝手に使ったらいいんだと、こういうのでは、これが生かされませんので、そのようなことにつきまして、今後どのように考えられるのかなと、このように問うわけですが、いかがなものでしょうか。

議長 理事者の皆様にお尋ねします。健康福祉の関係の質問も、高齢者の健康増進、あるいは学校教育でマラソン等の利用、あるいはイベント等で地域振興課長さんあたり、そのあたり簡単に答弁お願いしたいと思っておりますが。

民生参事兼健康福祉課長 先ほども答弁、また質問議員のほうからもありましたように、健康福祉課にいたしましては、当然高齢者の健康に関することということで、例年、今話に出ましたグラウンドゴルフ大会等につきましては、毎年行っておるところでございますが、その関係につきましては、どうしても天気が心配になります。そういった事柄につきましては、ここを拠点にして大会をするようになれば、より皆さん方に活用していただき、もっともっと交流が広がるのではないかとこのふうには考えております。

それ以外にもゲートボールでありますとか、それから身障スポーツ大会等のいろんな形で活用できると、このように考えます。

教育 長 あの施設で保育所とか幼稚園の子どもたちが、図書館の見学と一体となった校外学習で食事をしたりゲームをしたりとか、そういうふうな小さい子どもたち

も活用できるかなと思いますし、小学校はただいま議員さんから提案があったようなことも可能だと思いますので、また学校のほうと具体的にどういう活用種目があるかということは相談して、子どもたちにとってより活動しやすい場としていきたいと思っております。

また、社会教育に関しましても、スポーツ指導員の方がいらっしゃいますので、スポーツ指導員の方とか体育館の職員等と協議しながら、町民全体がスポーツに活用できる、そういう場としてこの施設を利用していきたいと思っております。

地域振興課長 地域振興課が所管しておりますイベント等で申し上げますと、例えば秋まつり、また観光協会のイベント等があるわけですけれども、具体的にどの事業をそこで行えるかというのは、まだ検討には至っておりませんが、ある程度そういったところで検討の余地はあるのではないかと考えております。

ただ、私どもの課といたしましたら、本年度から取り組んでおりますような自律（立）のまちづくり、これはあくまで先ほど宮内議員は、町のほうでということでございましたけれども、やはり各集落での取り組みというのは非常に大事かと思っております。そういったことにどんどん使っていただく、コミュニティづくりにも役立てていただきたいというふうに考えております。

宮内富夫議員 今、自律（立）のまちづくりというような話が出たわけでございますが、こういうところにこのような施設があるということをご住民の方々にお知らせをして、遠いところからでも、その自律（立）のまちづくりでこんなようなことをするんだというような場所の提供とか、そういうようなことの事業を考えていってもらいたいと思うわけでございます。

それともう1点、浄化センター、図書館、多目的グラウンドが整備されますと、当初の計画が達成するということになるわけでございますが、この3施設がどのように融合するかが私は問題ではないかと考えております。

3施設を公園化する、公園の中に3施設があるように考えていただきたいということでございます。春には桜の花、夏にはサルスベリ、秋にはモミジ、冬はサザンカなどにより、一年中花が咲き、公園内の周りは遊歩道、浄化センター施設内の管理棟、処理棟の間にも木を植えたり、芝を植えたりして公園化していただき、住民誰もが季節感を味わい、憩い、安らぎを求める施設を願うわけでございますが、町当局はこのような計画において、どのようにお考えになっているのでしょうか。

副町長 浄化センター東側の七種川沿いの修景施設及び浄化センター施設内の芝生広場、こういったようなものと図書館、それから今回の多目的グラウンド、これら等一体として環境公園としての位置づけができるのではないかと考えております。その周囲の散歩コースを含め、この施設等については、役場から発信するだけでなくして、使われる方が自由な発想のもとに使っていただければというように思っております。

こういった施設があるという形では、広報等を使いながら、住民の皆様方にはお示ししたいと思っております。

議長 質問の途中ですが、しばらく休憩いたします。

再開時刻は13時といたします。

◇

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

◇

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

宮内富夫議員 第2の公共施設への質問は終わりますので、第1の公共施設である図書館について、少しだけお尋ねしたいと思っておりますので、よろしくお願いをします。

福崎町の郷土の歌人 岸上大作さんは福崎町田原で生まれ、小学校、中学校、高校と福崎で過ごし、東京の大学に進学をされました。若くして亡くなられ、岸上大作さんの短歌は教科書にも載り、姫路の文学館にも岸上大作コーナーがあり、郷土の文人であります。

福崎町では、岸上大作さんを余り紹介していないと、このように感ずるわけですが、学校関係ではどのように取り扱われているのでしょうか。

教 育 長 残念ながら、現在の小・中学校の授業では岸上大作さんは扱っておりません。ただ、現在、辻川山にあります短歌の森の改修に取り組んでおります。その中に、岸上大作さんの歌も載せまして、そこを訪れる町内の子どもたちの校内学習の場で活用していきたいと、そういうのが現状かと思っております。

宮内富夫議員 姫路の文学館にこのようなコーナーがあるというようなことで、福崎町が生んだ大きな歌人かと思っておりますので、福崎町の偉人、柳田國男先生、吉識雅夫先生、岸上大作先生、これが続くかどこのように思っておりますので、福崎町にもこのような歌人がいたんだということを、何かのことを捉えて、もっともっと紹介してもらいたいと、このように思うわけでございます。

図書館では、岸上大作さんの本等については、幾らぐらい、どのような展示がされているのでしょうか。

社会教育課長 岸上大作につきまして、関連の本ですが、14冊程度所蔵をしております。柳田國男、吉識雅夫につきましては、写真等でそういった展示もしておるわけですが、岸上大作につきましては、そういったことはしておりません。ただ、岸上大作の本につきましては、ただいま、今までに発刊された冊数自体がこの程度の数字かなと思っております。

宮内富夫議員 若くして亡くなられているので、そんなにないかと思っております。14冊、いろいろあるかと思っております。

私も、これを質問するに当たって、ちょっと姫路文学館に行ったわけですが、そのときに、岸上大作さんのコーナーを見たときに、日記が展示されていたんです。そのときに、小学校時代かなと思うんですけども、牛尾君、長谷川君と3人で購買部の当番をして、10円足りなかったと、このようなことが書いてあるわけです。これが展示してあったということでございます。

このように、岸上大作さんのことについて今まだ多くの方がご存じかと思いません。親交のあった方、また同級生の方、幼なじみで近所で一緒に遊んだ方などがいらっしゃいますので、このような人から事情なり、エピソードなり、また写真なりを持ってきていただきまして、資料集めなんかをしていただきたいと思います、このように考えるわけなんですけれども、いかがなものでしょうか。

社会教育課長 今、議員さんご指摘のとおり、同級生の方もまだ現役でいらっしゃる方もいらっしゃいますので、広報等で呼びかけるのもいいかとは思っています。

ただ、岸上大作に関連する資料とか遺品につきましては、そのほとんどがご家族、また友人の高瀬隆和氏がいらっしゃいます。その方が、姫路文学館に寄託をされております。その数が約1,200点ということで、ほぼ全てが姫路文学館で所蔵されていると思っております。寄託者、高瀬さんのほうに了解が得られるならば、その資料をコピーなり、写真なり撮るなりして、それを図書館なり歴史民俗資料館で皆さんに見ていただけると、そういうことも考えていきたいと思っております。

宮内富夫議員 今、言われましたように、本を読みましたら、家族の方、知人の方が姫路の文

学館へ寄贈したと、このように書いてあるわけでございます。それはあくまでも文学館ということで、いろんな、コピーしていただいたら結構なんですけども、生誕の地ということで、いろんな独自の、生誕の地でなければわからない、このようなことが、エピソードですね、特に。そのような方が、これはもう生誕の地で小さなとき、小学校時代、中学時代、高校時代、そしてあの川で遊んだとか、市川で水遊びしたとか、そういうような話とか、逸話とか、そういうのを集めていただきましたら、福崎町独自のオリジナルな資料になるのではないかと、このように思うわけです。

それを今図書館でありますように、柳田國男さん、吉識雅夫さん、そして岸上大作さんと、この写真パネルをはっていただきまして、あとそこにその本を下に置くんですか、今されているような方法をつくってもらいたいと、こういう要望をするわけなんです。

これも選挙に回っていたときに、姫路であるのに福崎でないというような強い要望がありましたので、このように提案をさせていただいているわけなんです。岸上大作さんのことについて、高校時代ちょっと親交があったような方から、このようなことを聞いて、図書館でそのようなコーナーなり、そういうのを設けていただきたいと、このように要望するわけでございますが、いかがなものでしょうか。

社会教育課長 コーナーにつきましては、いろんな資料がもし集まるということでしたら、そういうコーナーを設置はさせていただきたいと思っております。ただ、先ほど言いましたように、本自体はまだ十数冊程度ですので、なかなかコーナーつくるまでは至らないかなと今は思っております。

宮内富夫議員 本が少なかったらその分いろんな人で語り合ったようなものを展示していただいたら、それも一つの方法かなと思っておりますので、よろしく願いをしておきます。

次に、当町も第4次総合計画が本年度で終わります。第5次計画を今立てておられて、着々と進められておると、このような状態でございます。第5次計画でも進化、成長を続ける福崎町が計画されるのではないかと期待するわけでございます。産業、観光等を見ましても、以前から計画されておりました道の駅構想、今の現状はどのようになっているのでしょうか。

技 道の駅につきましては、3月議会の答弁におきまして、事業化は最短でも平成27年度となるため、27年度の事業化が可能となるよう、25年度に地域振興施設の運営形態の検討を進めるとともに、道の駅の全体計画について、県と調整を進めていきたいと答弁をいたしました。

県との調整状況につきましては、3月にこれまでの経緯や検討状況の説明を行い、7月には今後の進め方について協議を行いました。県としましては、今年度に社会基盤整備プログラムの見直し検討を進めており、その中で道の駅の扱いについても検討することとなっております。道の駅は現在の社会基盤整備プログラムに位置づけられておりますが、現プログラムに位置づけられているが事業化には至っていないと、そういう事業につきましては、現時点での必要性の再整理や事業の実現方策の明確化が必要となっております。

事業実施に当たりましては、県の事業評価をクリアする必要があり、その際には初めて聞いた人が納得できるように必要性等の説明を行う必要があるため、現在はまず県とともに必要性の再整理を行っております。必要性の再整理を行った後、その結果も踏まえ、事業の実現方策について検討する予定であり、その中で地域振興施設の運営形態や採算性についても検討を進める予定でございます。

ます。

宮内富夫議員 県の社会基盤整備プログラムに載せなければならないと、このような答弁かと思いますが、これは福崎町の私たち、特に私たちの近所にいたしましては、念願の、待っている、大事な施設でございます。福崎町に道の駅構想ができて、そして多くの他市町から人が訪れてもらって、もっともっと地域の活性化を図っていかなければならないと、このようなことでございます。

道の駅が社会基盤整備プログラムに載りまして、恐らく建設されるのではないかと大きく期待してるわけでございます。21日の日に岡山県笠岡市というところの、笠岡ベイファームというところへ連れていってもらったんですけども。田んぼのど真ん中、農地の真ん中、大きな幹線道路の道端ではない道の駅というようなところへ連れていっていただきまして、なぜそういうような道の駅がよくはやってるんだと、不思議なわけでございますが、それは干拓事業をしたところで、水田じゃないんですけど、畑作で牧草用でございます、1区画が10ヘクタールですか、そのそこにひまわりとかコスモスとか菜の花を、四季折々の花を植えて、そしてお客を寄せているというようなことで、一つの観光地となっていると、このような道の駅なんです。

それで、私たちが昼ご飯をそこで食べたわけなんですけれども、来店してもらうように、その食堂はバイキング方式というようなことで、大勢の人が食事をされていまして、午後2時、3時になっても続々と人が来られているというようなことで、やはりその地にあった、その場所にあった道の駅、一ひねり、二ひねり、工夫すれば、どんなところでも道の駅というのは観光的な役割を果たすのかなと、このように認識して帰ってきたわけでございますが、福崎町に道の駅がつけば、今申し上げましたように、図書館とか多目的広場とか、そういう施設がありますので、午前中の答弁で環境公園というような話も出ておりました。そういうようなことで、そこらあたりの施設を工夫して、道の駅に大勢の来訪者が来ていただきまして、活性化するように望むわけなんですけれども、そういうようなお考えをお聞かせ願いたいんですけど、今プログラムで再検討されているということで、その辺はいかがなものでしょうか。

技 監 道の駅として整備する施設のうち、県が整備する駐車場やトイレ、案内所につきましては、他市町からの来訪者が多いと考えられます。町が整備する地域振興施設、特にレストランにつきましては、採算性確保の観点からも、他市町からの来訪者だけでなく、多くの町民の皆様にご利用いただくことが重要と考えております。

図書館や多目的広場を利用される方々にとって、道の駅はランチやカフェタイムの利用に非常に便利な位置にあると考えており、旬彩蔵の来訪者や周辺企業の関係者も含めまして、地域振興施設の利用促進方を検討する必要があると考えております。

議員ご指摘のとおり、他市町からの来訪者の多い道の駅にはビューポイントや目玉施設、目玉商品というものがある場合が多いと聞いております。福崎町の道の駅の場合には、旬彩蔵の隣接地に設置して、集客の相乗効果を発揮させようということですので、ある意味ではこの旬彩蔵を目玉施設と考えていたのではないということも考えられますが、県の事業評価におきましては、道の駅としての、それ自体の集客力が求められるという状況になってきております。

したがって、福崎町の道の駅にどのような目玉施設や目玉商品の導入が可能なのかということにつきましても、今後検討していきたいと考えております。

宮内富夫議員 今ありましたように、よくその検討をしていただきたい。その心には、おもて

なしという心が一番大事かなと、これが原点になってくるのかなというように思いますので、町長も再三言われております、おもてなしの心をもって、そのような検討をしていただきたいと思います。

それと、駅前周辺の整備についてでございますが、これももう3月議会、6月議会から大勢の方がお聞きになっておりますが、今の状況はどのようなものか、ご答弁をお願いします。

技 監 福崎駅周辺整備につきましては、町としましては、26年度から30年度の5年間で駅前広場と県道甘地福崎線のつけかえ区間の拡幅整備を行いたいと考えておりまして、国に26年度予算の要望調書を提出いたしました。また、県に対しましても、町の整備と合わせまして、県道甘地福崎線の町整備区間の北側の未改良区間、この区間の拡幅整備を行うよう要望をしております。

このうち特に整備が急がれます福崎高校東踏切までの間については、来年度の事業着手を求めています。町としましては、26年度の事業化に向け、今年度中に駅前広場と県道甘地福崎線の駅前以北の未改良区間全ての道路計画を固めたいと考えており、今後、県と調整をしながら、現地測量、道路詳細設計を行う予定でございます。

現地測量の実施に当たりましては、本年10月末か11月上旬に地元説明会を開催したいと考えておりまして、8月下旬には地元駅前区役員に現在の取り組み状況と今後の進め方について、説明を行ったところでございます。

引き続き、県や地元、駅前区とも調整をしながら、現地測量や道路詳細設計の円滑な実施に努めるとともに、26年度の国庫補助が認められますよう、国と調整を進めたいと考えております。

宮内富夫議員 今のお話を聞きますと、非常に前に進んでいると思うわけですが、やはり道が整備でき、広場ができれば、駅前周辺にお住まいの方々の一番の要望、前回の議会でも小林議員が言われましたように、買い物するところ、商業施設というのが一番になってくるわけですが、そこらあたりのデザイン等につきましては、計画されているのでしょうか。

技 監 福崎駅周辺地区を再生するためには、まず基盤となる駅前広場や駐車場、アクセス道路を整備いたしまして、自家用車によるキス・アンド・ライドやパーク・アンド・ライドの利便性向上を図るとともに、路線バスや巡回バスを駅前に直接乗り入れをさせることにより、町内外からの駅利用者や地区外からの来訪者を増加させる必要があると考えております。

それとあわせまして、駅前に土地利便施設用地を確保し、そこに商業施設や金融機関を集積させたいと考えております。また、駅前への路線バスや巡回バスの乗り入れに合わせまして、町民が利用しやすいバス路線網への再編について、バス運行事業者と協議をしたいと考えております。

さらに、駅前は福崎町の玄関口であるため、町の顔にふさわしい魅力ある空間の創出に向けた検討を進めるとともに、玄関口としての機能を強化するため、来訪者をもてなし、特産品PRや販売を行う観光案内所の設置についても、検討をしていきたいと考えております。

宮内富夫議員 今、お聞きしたわけですが、地区外の方は呼ぶような施設ということでございます。路線バスを乗り入れるとか、いろんなことを言われておりますが、この次のことは私の通告の範囲を少し超えているかなと思うんですけれども、電車と車、自動車ですが、これ交通手段としては相乗り入れない感がするわけですが、それを一度考えてみたいと思います。

福崎インターと福崎駅のコラボレーションとか、一緒になるといいですか、そ

ういうこととございます。一例を挙げてみましたら、この11月からカニが解禁になります。カニカニ列車というのが、大勢の方が利用されるわけなんです。そして、佐用町、宍粟市、加西市の方々は福崎町から「はまかぜ」に乗ってカニカニ列車で行かれますと、こういうことがあるわけです。インターチェンジから一番近く、急行がとまる駅というたら福崎駅なんです。姫路市へ行ったり、そういうところ行くよりも便利だということです。今、技監が言われましたように、こういうようなものの考え方が一つの発想点もなつてこようかなと思います。

それともう1点、以前に姫路でB-1グルメがありました。そのときに、恐らく姫路市では駐車場がいっぱいだろうということで、岡山県、鳥取県のところへ視察に行ったとき、その職員の方が、福崎までインターチェンジで来て、福崎駅に置いて、電車に乗って姫路へ行くというようなことを考えられたわけなんです。そしたら、福崎町の駅へ行ったら何もない、駐車場すらないというような感じで、一般の方が見られたら、奥のほうにちょっと置くような駐車場がないというようなことで、やはりこの福崎駅というのも町の玄関口、顔でもあります、姫路市の北玄関というような役割も今後果たしていくかなと、このように感じるわけなんです。

そのような意味で福崎駅周辺、インターチェンジと駅とが常に連携がとれるような手段、構想というのを考えてみていただきたいと、このように願うわけなんですけども。

副 町 長 実は後期高齢者医療広域連合の事務局に、多可町の職員が出向しております、毎日通っております。その多可町から福崎駅へ駐車されまして、それで毎日神戸のほうへ通っておられると、こういう事柄もございます。そういう意味では広域的な観点の必要性はあろうかと思うわけでありましてけれども、姫路市の北の玄関口と、そこまでの大きな必要性というんでしょうか、そういったようなものまでサービス提供しなければならないといったような観点までは、今のところ持ち合わせておりません。

宮内富夫議員 それはまだ合併してない、姫路市とは関係ないんですから、そういうようなことになろうかと思いますが、やはりそれぐらいのイメージを描いていただきたいと、こういうような感じで申し上げたわけとございます。一般質問ですから、ある程度夢を語らなというようなことで、大局的な見地も必要かなと感じて、発言をさせていただいたわけとございますので、ご理解を賜りたいと思います。

最後に、川西、市川の西の福崎地域でございますが、今、福崎駅を中心として、北には文化センターエルデ、体育館の文化ゾーン、南には図書館、多目的グラウンド、浄化センターを含めた、ここはどのような位置づけになるのかわかりませんが、近隣に道の駅、旬彩蔵を含めたまちづくり、総合計画を立てていただきたい。そして西奥には自然豊かな七種山、新西国札所の金剛城寺、花の寺應聖寺、神前山、駅周辺の高校、医療福祉大学と多彩な施設と資源がありまして、これを活用し、豊かで、進化し続ける福崎町の総合計画をお願いしたいと、このように最後に結んでいるわけとございますが、この総合計画について、どのようなことを今考えておられるのか。

企画財政課長 第5次総合計画でございますけれども、その策定方針としまして、第4次総合計画を継承発展させていくものとしております。

基本構想は平成26年度から10年間の長期にわたる総合的、計画的な行政運営の指針となるものでございます。そのため、社会情勢等の変化を十分に見きわめまして、施策の見直し、再検討が必要なものは思い切って変えていかなくてはならないと考えております。

第4次総合計画では、今ご指摘の、特に図書館、浄化センターの周辺につきましては、文化拠点、広域の生活環境拠点と位置づけておりますけれども、第5次総合計画でのこれらの位置づけにつきましては、今ちょうど第4次総合計画の評価を行っておるところでございまして、これからの検討になってまいります。ご指摘のように駅前の周辺整備と新設する多目的グラウンドや道の駅、旬彩蔵などとの相乗効果なども勘案しながら、基本構想、また基本計画の中でしっかりと位置づけていきたいと考えております。

宮内富夫議員 いよいよその第5次計画について本格的に検討されると思いますので、いろいろな資源を活用した計画を立てていただきますよう、お願いを申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 以上で、宮内富夫議員の一般質問を終わります。

次、2番目の一般質問の通告者は富田昭市議員であります。

1. 災害時要支援者や高齢者の避難対策について
2. 地域で取り組む万引き対策について
3. 「いじめ」防止対策について
4. (仮称) 健やか生活習慣町民運動について

以上、富田昭市議員。

富田昭市議員 議席ナンバー5番、富田昭市でございます。

先に提出いたしました通告に従いまして、ただいまより一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、災害時の要支援者や高齢者の避難対策についてを、まず1点目に掲げております。

これは災害発生の際に自力で避難することが難しいお年寄りや障害者など、災害時に必要な名簿作成を市町村に義務づける、改正災害対策基本法が先の通常国会、これは6月26日に閉会をしているわけですけれども、それで成立をしたものでございます。

この改正法では、これまで曖昧だった個人情報の取り扱いが明確化されまして、名簿の整備と情報提供が進むことが安心・安全につながると思います。従来の制度でも災害の発生時における高齢者などの避難指針となる、災害時要支援者の避難支援ガイドラインに基づきまして、名簿作成を求めていましたが、義務づけられていないために、作成している自治体は6割程度にとどまっているようでございます。

今回の改正によりまして、要援護者の名簿作成が市町村に義務づけられたわけでございます。名簿は本人の同意を得た上で消防や民生委員など関係機関にあらかじめ情報提供しますが、災害が発声した場合は、同意がなくても、必要な個人情報を提供できるとしているものでございます。ただし、個人情報を厳格に保護するためには、情報を知り得た人に対しては、秘密保持の義務を合わせて求めているものでございます。

名簿の整備、共有は避難支援を円滑に進めるために第一歩にすぎず、避難支援の取り組み自体、自治体体制の入念な準備にかかっているわけでございます。弱い立場の人たちをどう守るかというのが次なる大きな課題でありまして、それぞれの地域社会に投げかけられているわけでございます。

災害時の個別の支援、行動計画を事前に細かく決めて訓練するなど、いま一度日ごろから地域で高齢者や障がい者を支える体制を整備することが重要になりますが、当局といたしまして、必要な名簿整備と情報提供の取り組みを、どのような考えをお持ちか、まずお尋ねをしたいと思います。

民生参事兼健康福祉課長 この災害時の要援護者名簿につきましては、平成23年度末に整備をいたしております。これらにつきましては、電算処理ではなしに、台帳整備という形で整備をしております。これらの名簿につきましては、地元区長さん、また民生委員、それから健康福祉課で保有をしております。

個々個々の箇所等につきましては、それぞれで管理をしているところでございまして、その三つの区長、民生委員、健康福祉課では、同じ情報を持っている状況となっております。

また、変更時に、今言いました随時の報告をいただき、情報の共有化に努めているところでございまして、今後におきましては、そういったものを活用しながら、個人情報にも注意をしながら、有事の際には活用をしていきたいと考えております。

富田昭市議員 今のご答弁ですと、平成23年度に作成しているということでございますけれども、福崎町には33の集落があるわけなんです。その自治体全てにこの名簿の作成があり、そしてそれをもとに民生委員、あるいは消防、あるいは区長さんたちが災害時にはその名簿をもとに、そういう避難支援をしていくということで理解してよろしいのでしょうか。

民生参事兼健康福祉課長 そのとおりでございます。

富田昭市議員 高齢者や障がい者の災害時の要請支援を、災害から保護するということが市町村長が避難について特に必要な名簿を作成しなければならないということから、この名簿のことが国会でもってされたわけなんです。福崎町は23年度に作成できているということは、非常にご立派だなと思ひまして、これ以上の質問をしたくないなという感じがいたしました。

しかし、こうした名簿の作成とか利用に対しては、市町村の個人情報の保護条例の規定に抵触する場合がありますので、全ての市町村において、必要な個人情報の利用が可能となるような法律に明確な根拠を設けるものにしたんだといわれまして、まだ全国ではいろんな形でもってできていない自治体がありますので、あえて国会で議論されながら、このような法律ができたんだというふうに私は思っているわけでございます。

先日の台風18号は、上陸前から広い範囲で大雨となりまして、気象庁は近畿圏内の福井県とか京都府、あるいは滋賀県に大雨特別警報を発表したわけなんです。そして、被害はテレビ、新聞等でごらんになりまして、ご承知のとおりでありますけれども、予想をはるかに超えた雨量で、大変な水害や土砂崩れなどが発生しまして、死者、行方不明者も多数出たわけでございます。あの台風がもう少し西に上陸したならば、この地域でも大きな被害が出たものと考えられるわけでございます。福崎町は台風がもたらした大雨により、被害はなかったわけでございますが、市川の増水をはじめ、七種川等それぞれの河川の増水が危険水位の手前で雨がやんだおかげで助かったわけです。

しかし、今回が助かったとあって、手放しの楽観は許されないわけですが、災害はまた、忘れたころにやってくるというふうなことで、心構えと準備は常にしておかなければいけないなというふうな感じをするわけでございます。

近年は異常な自然現象の影響でがけ崩れとか土砂崩れ、及び地すべり、河川のはん濫等が、福崎町でも考えられるわけでございます。大雨のときに、常に防災無線で避難準備の放送をしてくれていますけれども、大災害になる直前で雨もやみ、助かっているわけでございます。

私も、もう何軒となく、今回のこの雨のときにも、大丈夫だろうかということでもって、以前からずっとご相談を受けている、その地域の方々にも、やはり

そういう声がかかりまして、現場に足を運んで確認をしたわけですが、県の専門の方がそこに行かれて、当分は大丈夫だろうというふうなことを言われて、これは数カ月前ですが、そういうことをいただいていますので、安心してはいますが、もし発生直前になりましたら、すぐ役場のほうに連絡していただいて、避難をするようにというふうなことを合わせて伝えているわけですので。

しかしながら、連続して、先ほどの雨ですが、こう降り続いてきますと、避難勧告とか、あるいは避難指示を出さなければなりませんけども、すなわちその中で一定の基準を満たす施設あるいは場所の確保は大丈夫なのか、その辺も少し確認をしておきたいと思えます。

民生参事兼健康福祉課長 避難所の確保の関係でございますが、一般的には福崎町では文化センター、またサルビア会館、学校の体育館など、公共施設を避難所としておりますが、先ほど要支援者の関係につきましては、福崎町ではこの要支援者に対する避難所という形では、社会福祉協議会が現在持っております二つのデイサービスセンター、それから文珠荘につきましては福祉避難所という形で、設定をしております。

また、民間の介護施設、北病院などにつきましても、福祉避難所としての受け入れをしてもらえるよう、現在協議を行っているところでございます。

富田昭市議員 例えば、市川の水が氾濫しますと、大体どのくらいの人たちが避難しなければならないですか。その状況によりまして、そうしますと、今の段階で文化センターとかあの辺の地域をお借りして入っても、どれだけの人数が入れるのかなという感じもするわけですが、その辺の避難準備は人数確保、またそういう場所もやっぱり設定しておかないと、なかなか全員がそこに行くことはできませんので、そういうふうなシミュレーションはどうなっていますか。

住民生活課長 今、要援護者の避難所については、民生参事が答弁したとおりでございます。

地域の方々の一般の避難につきましては、地域防災計画に記載しております自治会の公民館、そして公共施設、合わせて56カ所を避難所として指定をしております。

福崎町の地域防災計画書で定めています避難勧告等の発令基準に基づきまして、住民には防災無線等により、公共施設を中心に避難所の指定をしますが、そういう今申し上げたように水害の程度とか範囲、そして昼間とか夜とか、いろんな条件が重なることから、住民の判断が必要な場合もあるということになってきます。

避難勧告、避難指示等については、避難場所の確保については、災害対策本部で情報収集をしまして、その判断をもとに考えていくというような形と、もう一つ今重要なのは、避難誘導については、自主防災組織が非常に有力になってきますので、防災組織の協力も得ながら、住民に安全に避難していただくような、周知もしていくような、そういう形で避難対策をしていくというような形で取り組みたいと考えております。

富田昭市議員 現時点におきましては、非常に大きな災害があちこちで発生をしているわけですので。やはり福崎町においても、いつあのような大きな竜巻が来たり、水害になったり、土砂崩れになったりというようなことを考えますと、やはり今考えておくのではなくして、実際にそのようなことを想定して、しっかりとした避難所を設けておかないと困るわけなんです。

例えば、私、駅前に住んでいますので、駅前の公民館には100人ぐらいしか

入れません。しかし100人が寝そべると、なかなかそれだけの確保できません。1日ぐらいそこにおいて、座ってるぐらいでしたら、詰め込んだら100名座れますけども、やはり避難となりますと、そこで一昼夜過ごさなければいけないというふうになりますと、やはり横になったりいろんなことをしなければなりませんし、そうなりますと、50人ぐらいが精いっぱいではないかなという感じもするわけなんです。

そうなりますと、駅までは約400世帯ぐらいありますので、人数的には約1,000人ぐらいいるようなことを言っていますけども、そうなりますと非常に厳しい感じもするわけなんです。全部が全部避難するというのではなくても、ある程度のそういうふうな避難所の確保が必要ではないかなという感じがして、このような質問をしているわけでございます。

やはり事前に町としても、地域の公民館とか、そういうものではなくして、実際に多くの方が一堂に避難できる場所も、しっかりと確保していきながら、やはりそういうふうな準備態勢も必要ではないかなと思うわけなんです。

先ほどまた民生参事が、先にご答弁をしてしまったわけなんですけども、この東日本の大震災におきまして、やはり避難生活が長期化したことでもって、病気やあるいは体調の悪化などが原因で亡くなった、要するに、震災関連死が相次いだことから、福祉避難所の普及あるいはその整備についても必要になっているわけなんですけども、先ほど民生参事がご答弁されましたので、そういうふうな形でもって、しっかりとそういうふうな方たちの避難所も確保しておいてもらえれば、皆さん方も安心して生活ができるのではないかなと思いますけども、今後ともその継続をよろしくお願いしておくものでございます。

一つの例をお話ししてみますと、これは愛知県の西尾市というところは、本年の4月に災害発生直後に、一般の避難生活が困難な高齢者や障がい者などの要援護者を、市内の福祉施設でもって受け入れる、福祉避難所の開設に向けて、福祉施設を管理運営する法人とその福祉避難所の開設及び運営に関する協定書を結んでいるわけなんです。それによりまして、災害発生後すぐに要支援者たちをその福祉施設に受け入れる体制づくりを進めているわけでございます。

今言われたことは、民生参事、やっぱりちゃんとした形でもって、やはり広報等にも書いていただきながら、生活している方々が安心して生活できる、そういうことを伝えておくのも大切ではないかなと思いますので、ぜひその点は実行していただきたいなと思いますので、よろしく願いをしておきます。

次に、2点目の質問でございますけども、地域で取り組む万引き対策についてでございます。

この深刻な万引き被害は、小売店の経営に大きな影響を及ぼしているわけでございます。2010年の10月に、これは警視庁や経済産業省と民間の31団体が参加した万引き防止官民合同会議が万引きによる全国的な被害額を発表しているわけなんです。それによりますと、2009年の1年間で推定4,615億円に上ると、このように言われているわけなんです。これを1日に計算してみますと、12億6,000万円という計算になるわけでございます。非常に大きな金が毎日無駄になっているというのでしょうか、盗まれているというふうな状態でございます。

この万引きをするのは、今では幼稚園児から80歳を過ぎるお年寄りまでやっているとわれまして、この何らかの対策を講ずるべき課題と捉えているわけでございます。

きょうは地域の青少年の健全な育成を、あるいは治安対策といった側面から、

何らかの対策が必要というふうを考えてお尋ねするものでございます。

初めに、当町の実情と、また見解を求めます。

社会教育課長 青少年を中心とした回答になるかと思いますが、福崎警察のほうに確認をいたしますと、郡内で発生した件数ですが、未成年の万引きの認知数でございます。平成22年中で10件、23年中で5件、24年中で5件となっております。

ただ、青少年補導委員さんが定期的に店舗を回られておりまして、店員の方からは万引き被害も多くあるというふうには伺っております。

現在、取り組んでいる対策でございますが、郡の青少年補導センターを中心に、青少年の非行を未然に防止するため、例えば、特に万引きにおきましては、毎年小中校生に万引き防止の標語やポスターの作成を依頼しまして、その標語やポスターは青少年健全育成講演会などで掲示するとともに、その作品を使って、毎年万引き防止のカレンダーをつくっております。そのカレンダーにつきましては、小・中校生全員に配布をさせていただいております。これは毎年実施をいたしております。

また、青少年補導委員さんが町内店舗を回られまして、店舗へ少年の見守り、また声かけをお願いをしたり、店舗に万引き防止のポスターを掲示していただくというような依頼をされております。

自治会研修会におきましても、ほぼ全地区で人権研修と合わせまして、青少年健全育成研修を実施され、地域の皆さんには子どもたちへのかかわりをお願いをしているところでございます。

富田昭市議員 非常にすばらしい取り組みをされていますので、私も安心をしたわけですが、この22年、23年、そして24年ですか、この間で20件が発生しているというふうに言われておりましたが、これについては、やはり青少年、若い方ばかりですか。差し支えない程度でお答えしてもらったら結構です。

社会教育課長 具体的に年齢は伺っていませんが、全て未成年の数字でございます。

富田昭市議員 冒頭にも申し上げましたように、幼稚園児から80歳過ぎる方々、非常に多くの方が本当にこう悪を感じないような形でもって、遊び半分にやっている万引きも多いようなんです。店側にもある程度の責任があるのだよというふうなことも言われておりまして、万引きをさせない店づくりとか、あるいは、万引き対策の模範となるモデル店舗とか、いろいろなことをされているわけなんです。

そしてまた、先ほど課長が申されたように、やはりいろんな形でもってことを進めているわけなんですけど、やはり店側としても、こういうふうな組織、推進委員をつくっては、万引きを発見した際はすぐに店側に連絡するとか、あるいは買い物が終わったらその推進委員に、ポイントがもらえるというふうな形の、そういうことも取り組みしていきながら、何とか防いでいるというのが現状なんです。

私も側面からいろいろ調べさせてもらったわけなんですけども、やはりこの小さな町でもって数件出してくれば、これが大きくなりますと、先ほど言ったあのよう大きな金額になっていきますので、やはりこれは絶対に阻止していかなければいけないなという感じがしますので、今後ともその点はよろしく願いをするわけでございます。

またこの福崎町におきましても、小売店各店にとっては万引き等防止対策は必要不可欠な取り組みですけども、これはどうしても個々での対応だけでは防ぐことができないと考えるわけなんです。地域と一体となつての取り組みが非常に大切になってくるわけでございますけれども、地域経済を守る視点からも、

今言われましたけども、やはりこのこれからの効果的な防止対策とか、取り組みは、もうそれ以上ないでしょうか。絶対に防いでいくんだというふうなことがありましたら、お聞かせ願いたいなというふうに思いますが、どうでしょうか。

社会教育課長 やはり万引きの背景には家庭のしつけ、また地域社会の青少年に対する無関心、また少年を取り巻く環境の悪化、そういったさまざまな要因が複雑に絡み合っているのではないかと思います。中でも、社会のルールやマナーを守るという意識が非常に希薄になっている、これが万引きがふえている要因であるかなと思っております。

そういったところで、昔、親の立場で地域の人たちが、昔でしたら皆さんやっておられたかと思うんですが、ちょっとしたルールやマナー違反に注意をすると、そういう啓発活動ですか、そういったものを展開するということが、やはり根本的な解決につながるのではないかなと思っております。

富田昭市議員 今なかなか青少年を注意するという大人が少ないわけなんです。といいますのも、青少年も非常に強くなりまして、逆にいろんなものを持ってきて、例えば刺されたりとか、殴られたりとかして、一般の成人が負傷しているというふうな事件もあちこちで起きておりますので、やはり非常にこう社会全体がそういうふうな傾向にありますので、全員で協力していきながら、防いでいきたいなというふうに思ひまして、次の質問に入らせてもらいます。

次は、いじめ防止対策についてでございます。国がいじめ対策を本格化されてから初めてとなるいじめ防止の法律、いじめ対策推進法というのが、これも本年の6月21日に成立いたしまして、28日に公布をされたわけなんです。そして、この月の28日に施行することになっているわけでございます。

この法律は、いじめの定義を、対象にされた児童とか生徒が心身の苦痛をしているものでありまして、インターネットを通じた攻撃も含むというふうに規定をされているものでございます。その上で、重大ないじめが発生した場合には、学校が事実関係を調査しまして、その内容を、いじめを受けた児童とか、あるいは生徒の保護者、そして地方自治体に報告することを義務づけているというふうな法律であります。

また、重大な被害を及ぼすおそれがある場合には、直ちに警察に通報することを明記しまして、必要に応じて加害者の子どもに出席の停止を命ずることまでできるんだというふうになっているわけでございます。

そこで、この法律が施行されるに当たりまして、本町におけるいじめ問題の取り組みや防止対策について、お伺いをするものでございます。

教 育 長 いじめはいつでもどの学校でも起こることを前提に、学校や補導委員会、福崎警察署とも連携をしながら、いじめ防止に取り組んでおります。

福崎町教育委員会では、ご存じのように昨年8月に、いじめを許さない学校づくりのための防止対応マニュアルをつくりました。これを全職員に配布し、現在もこれに基づいて実践していただいております。

また、県の教育委員会からも同じような、いじめ対応マニュアルというのは各先生方に配布されて、これも参考にしながら、いじめ防止に取り組んでいるところでございます。

また、ネット社会をよりよく生きるようにと、情報教育や道徳の授業だけではなくて、外部からゲストティーチャーを招聘して、ネット社会のよい面と、さらに携帯やスマホ、インターネット等を悪用した、ネット社会の怖さについても実演を通して、子どもたちによくわかるように、そういう講義も進めていま

す。

また、保護者には携帯のフィルタリング等もお願いしております。

なお、学校からは、問題行動があれば即報告を受けておりますし、毎月の青少年補導委員会でも情報交換をすると同時に、定例教育委員会に報告し、対策については学校とPTAをお願いするとか、地域の青少年健全育成団体や有識者、場合によっては警察の支援を願うとか、あるいは教育委員会のほうで第三者委員会を設置する必要があるかどうか、こういうふうなことも相談をしております。

事象によって、緊急の教育委員会を開いたこともございます。さらに、いじめ防止相談コーナーやホットラインの充実強化に取り組んでいます。

富田昭市議員 いじめはどこの学校でも、大きい小さいは別といたしまして起きているわけなんです。というふうに私は聞いております。やはり先生たちがわからないところでもって、そのいじめが発生しているということで、私も相談を受けたことがございます。

しかし、悪ふざけのつもりでもってやっているのかわかりませんが、いじめられるほうにおきましては、非常に大きな苦痛を感じているわけなんです。あるときに、その家に行きまして、親御さんが泣くようにして、私に言っていました。しかし、私個人としては、どうすることもできませんので、やはりその実態をしっかりと把握した上でもって、何が悪いのかというのを聞きながら、そのお母さん、また子どもさんにお話をしたことがありますけども、これは以前に、教育長にもご相談しましたが、そういう中でやはり本当に、悪ふざけのつもりが、最終的にはこの地域ではありませんけども、よその地域では自殺にまで追い込んでしまったというふうな、そういう事例もあるわけがありますので、やはりこれはもう絶対にそのマニュアルどおりに進めていただいて、事故のないようにお願いしたいなと思います。

そこで要するに、数字的なこともちょっと確認をしておきたいなと思いますけども、町内の小・中学校6校あるわけなんですけども、この平成24年度に起きたいじめ件数と、特に悪質ないじめなど、それぞれがあると思いますけども、やはりそのいじめを許さない学校づくりに取り組んでいるのはわかっているわけなんですけども、そういうことでもって、この24年度の分について、わかりましたら、ちょっと教えていただきたいなと思います。

教 育 長 平成24年度になりまして、いじめの定義が変わりました。それによって、いじめの報告数も従来よりはふえているわけですけど、平成24年度では小学校4校で9件、中学校2校で13件であります。

その中でも、特に悪質と思えるのは、ある小学校で新聞の文字をコピーし、それを切り抜き、嫌がらせの手紙をつくり、同級生の下駄箱に入れた事件だと思います。この件につきましては、すぐに学校と、該当の学年の保護者が一緒になって相談、解決に向けての行動をしていただきまして、比較的早く解決して、現在はそのようなことはございません。

富田昭市議員 私なりに考えてみますと、非常に子どもさんたちは純粹に育っているわけなんです。特に学校に行きますと、学校の先生方のお話を聞きながら、素直に聞いているわけなんですけども、各学校が終わってご家庭に帰りますと、やはりそこでもってお父さん、お母さんの姿、言動、それらを全て自分自身にまともに受けてしまって、それが尾を引いて、学校まで持ち込んでいるというふうな経緯があらわれているような感じがするわけなんです。

それで、いろんな形でもって、福崎町も講演会等を持ちながら、お話をされて

いますけども、やはりそういうときに、できればそういうご父兄にも出席いただいて、しっかりとその教育を施していただきたいなと思うんです。

以前にも申し上げたと思いますけども、やはり教育は子どもだけの特権ではないわけなんです。これはもう70になっても、90になっても、100になっても学ぼうと思えば学べるし、やはりそれだけ社会のことがわかってくるし、人生そのものが楽しくなると思うんです。だから、そういうことを私はやっぱり町全体でいろんな形でもって取り組みをしていながら、学校任せだけではなくして、やはり全世帯の方々が協力して、特に小さい子どもさんがいるご家庭では、親御さんの影響というのは非常に大きいわけでありますので、その辺も視野に入れた、そういう指導が大切ではないかなと思ひまして、それも重ねて申し上げておきます。

そこで、この質問の冒頭に申し上げました、国がいじめ対策を本格化させ、そして、いじめ防止対策推進法が施行することにつきましては、大きな意味と、要するにこの人間社会を健全な環境にする第一歩であるわけなんです。ですから私たちは、この件をしっかりと受けとめまして、関係機関との連携強化を図り、福崎町の各学校のいじめを撲滅するような形で邁進していきたいなと私も思っておりますので、どうか教育長を中心に、まずいじめがなくなるような形でもって取り組みをよろしく願いをしておきます。

議 長 質問の途中ですが、しばらく休憩をいたします。再開は14時15分といたします。

◇

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時15分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

富田昭市議員 それでは、次の質問の（仮称）健やかな生活習慣町民運動について、これは私が勝手につけた名称でございますので、余り気にしないでもらいたいと思ひますけれども、これは健康診断の受診とか、あるいはスポーツ活動への参加などでポイントをためると特典を利用できる、健康マイレージの取り組みが注目をされているわけでございます。

これは、町民の健康受診率を上げまして、健康づくりに励むことで、医療費や介護費の抑制につながるほか、地域のコミュニティや地域経済の活性化など、まちづくりや人づくりにつなげていくことが期待できると考えているわけなんです。このことについて、まず最初に当局の見解をお尋ねいたします。

民生参事兼健康福祉課長 福崎町でも健康診断受診率につきまして60%を最終目標にしておるのですが、非常に受診率が低いというところでございます。これら等につきましては、受けやすいような形をつくるべく、この平成25年度におきましても、5月、6月、7月に集中的に受けていただきまして、もし受けられない方々につきましては、11月30日に受けていただくというような形で推進をしております。

そういった中で、もう少しまた受けやすくするというところで、本年度からであります。ポイント制度も導入したような形をとっております。

これら等につきまして、まだまだ周知が不足している部分がございますので、今後いろんな機会を捉えまして、周知をしていきたいと、このように考えております。

富田昭市議員 全国で調べてみますと、結構多くの自治体で既に取り組みをされているわけな

んです。特に早いのが、静岡県の袋井市ですか、そこが平成19年度から実施をされておりまして、この事業概要といたしましては、市民の健康づくりの実践状況をポイント化しまして、ためたポイントを幼稚園とか、あるいは保育園、小・中学校などへの寄附に用いることができまして、また、公共施設利用券とか、民間の登録サービス券と交換することができ、これによりまして、人づくりやまちづくりに貢献できる制度だということでもって、取り組みをされているわけでございます。

そして、あちこち調べてみたら、現在全国で17カ所あるわけなんです。それで、町も今、既に静岡県では2町、そして埼玉県ではときがわ町という形でもって、3町が取り入れられているということで、これが25年の7月ですね、そういう形でもって進めていますので、福崎町もこれがもし実施、もうされているんですか、導入されたんですか、もう一度確認します。

民生参事兼健康福祉課長 皆様方にこの4月、5月にこういった形で町ぐるみ健診のご案内を全戸配布させていただいております。その中で、平成25年度からであります、受診された方にポイントを進呈をすると、今年度受診された健診の数だけ、健康づくりのポイントがたまり、たまったポイントにつきましては、来年度の健診費用等に充当できるということで、まだまだ周知が足りない部分がございますので、今後周知をしていきたいと、このように思います。

この健康診断のポイントの取り組みにつきましては、それぞれの受診項目や健康教室ごとにポイントを進呈いたしまして、また、自分の、みずからの健康づくりの行動にも自己評価にして、ポイントにして、1年間ためていただいた後、翌年の健診費用でありますとか、健康グッズに交換できるという健康づくりポイント制度を平成25年度から立ち上げております。

これも先ほど申し上げましたとおり、本年度から取り組んだ事業でございますので、住民へのPRがまだまだ不十分でございます。対象となる事業も少ない等の課題もございますが、関係機関との連携も取りながら、効果的な事業となるように進めていきたいと考えております。

富田昭市議員 これ兵庫県内でも豊岡市が実施されているんです。豊岡市の場合を見てみると、ウォーキングをしても、ポイントがつくという形の導入もされているんです。福崎町では毎年1回歩こう会をしておりますので、ああいうものに参加したときにも、そのポイント制度もつくようにされているんですか。

民生参事兼健康福祉課長 先ほども申し上げましたとおり、自己評価部分につきましても、自分でポイントとして加算できるような形をとっておりますので、自分の自己採点でポイント制をできるという形をとっております。

富田昭市議員 それは、しつこいようですけども、カードか何かつくって、そしてそれにポイントを加算するようになってるんですか。

民生参事兼健康福祉課長 そういうカードをつくって、お渡しするような形になると思います。

富田昭市議員 今後、これから渡すようにするわけなんですね。まだできてなくて。はい、わかりました。

9月16日は、敬老の日であったわけなんです。そしてその敬老の日に合わせて、総務省が、15日に発表しました人口の推移によりますと、本年2013年の65歳以上の高齢者は、前年度に比べまして、112万人増の3,186万人で、総人口に占める割合が前年度よりも0.9ポイント増の25%になったというふうな、過去最高を記録しているんだという発表があったわけなんです。

これは、第1次ベビーに生まれた団塊の世代が、次々と65歳に達しているた

めで、4人に1人が高齢者になったわけでございます。要するに、この医療費におきましても、また介護におきましても、こういう中でもってふえてきているというのが、今回の決算でも出ているわけでございます。

福崎町におきましても、調べてみますと、もう8月末の人口が1万9,533人で、要するに、65歳以上が4,883人ですので、高齢化率が約25%になっているわけなんです。国と同じように、4人に1人が高齢者であるわけなんです。

しかし、この高齢者の方々全員が健康であるわけでありませんし、また、会社勤めが終わりまして、年金受給者がほとんどであるわけなんです。

こうしたことを考えますと、一人一人が自分の健康は自分で責任を持ちながら暮らしていくことが、一番大切であるわけでございますけれども、健康で暮らしていけるための地域的なそういう環境の整備が必要であるわけでございますけれども、行政として、何かお考えがあるのか、お尋ねをしたいと思います。

民生参事兼健康福祉課長 健康であるためにということで、先ほども申し上げました健康づくり、また健康診断というのが重要になってこようかと思えます。各種健診等で早期発見、早期治療という形で、医療費の関係もございまして、そういう健診につきましては、皆さんで受けていただきたいということと、それから、地域包括センターでは、高齢者に対する、ふくろう体操という普及を、認知症予防教室などで、介護状態にならないための取り組みも進めておるところでございます。

また、病気にならないための体力づくりが大切であることから、一人一人の健康な食習慣を確立できるように、各世代に対して食育の推進も行っているところでございます。

大切なことは、住民皆さんが病気を予防するために積極的に健康づくりに取り組んでいただくことだと考えております。さまざまな事業や取り組みに多くの皆様が参加していただけるように、今後啓発に努めてまいりたいと考えております。

富田昭市議員 私がちょっと思っていることと違うご答弁になりましたけれども、要するに、先ほども宮内議員の中でもってありましたように、私が今から10年ほど前に健康増進施設の建設について、ご質問したことがあるんです。もうお忘れのことと思えますけれども。そういう中でもって、やはりお年寄りが健康で長生きするためには、やはりそういう、お年寄りが集まって、より体を動かす、その健康増進施設の建設が大切ではないかということをお願いしたことがあるわけなんです。それについては、なかなか地方の財政の問題もありますし、できておりませんが、今回はこの西治にできるあの施設が、それに似通った形の、そういうお年寄りが集まって、こぞって集まって、グラウンドゴルフとか、体を動かす機会がふえれば、なお一層結局健康の増進につながっていくのではないかと思います。私は討論しませんでしたけれども、賛成の立場にいるわけでございます。

どんどん利用していただいて、お年寄りが元気な町というのは、非常に入った瞬間に気持ちがいいものですから、それによって医療費、介護費がぐっと削減されれば、これはもう一石に二鳥も三鳥もなるわけでございますので、もうどんどんと早い時期に進めていただきたいなと思えます。

そして、福崎町の人口、この推移を24年、25年の分をちょっと調べてみたわけなんです。これは平成24年度、福崎町の総人口が1万9,639人でした。そして現在、先ほど言いましたように、1万9,533人でしたので、24年度に比べまして、106人減っているわけなんです、総人口といたしまし

ては。これは8月の末現在で調べた数字でございます。また若干平均したら何名になるかわかりませんが、現時点ではその数字なんです。

そして、65歳以上がこの24年度には4,728名おりました、これが全体の24%です。しかしながら、今年度は、先ほど言いましたように、25%に達成されているわけなんです。そして、それに伴いまして、75歳以上が24年度は2,360名、そして今年度、25年8月末現在で2,382名ということで、この後22名もふえているわけなんです。ほとんどが女性ですけども、女性が18名で男性が4人という形でもって、年数が重なってきますと、やはり男性のほうが早く亡くなっているという現象があらわれておりまして、やはりここ1年間でも、これだけの推移が見られますので、やはり今後この年代層がふえてくるのではないかなと懸念するわけでございます。

この数字を見ましても、今後高齢化率もさらに進み、医療費とかあるいは介護費が年々増加が見込まれるわけでございます。このままでは、現在の保険制度が破綻してしまうのではないかなと心配をするものでございます。なるべく病気にかからないための予防医学が大変に重要になるわけでございますけれども、当局の見解をお尋ねするわけなんですけれども、予防医学について、どのようにお考えですか。

民生参事兼健康福祉課長 先ほども若干答えさせていただいたんですが、予防医学といいますと、やはり早期発見、早期治療ということになりますし、先ほど質問議員がおっしゃいましたとおり、健康づくりというのが非常に重要になってこようかと思えます。

年がいても元気であるためには、やはり今、地域包括のほうでやっておりますふくろう体操でありますとか、地域それぞれでやっておりますミニデイサービスでの事業等に参加していただいて、要介護状態にならないための取り組みを今後とも進めてまいりたいと、このように考えております。

富田昭市議員 やはり予防医学等は、病気を未然に防ぐ学問であるというふうに学説では説いているわけでございますけれども、やはり食生活をはじめとする生活習慣を正しまして、そして良質なイメージを心に持ちながら、そして病や心身の不調に抵抗できる体をつくり上げていくことなんだと言われているわけなんです。

それにはやはり私はいろんなそういう勉強会とか講習会も必要でもあるし、いろんな広報等にも、そういうものも載せていきながら、常に健康に対して訴えていくという事業も大切ではないかなと思うわけでございます。

要するに、社会全体の適切な生活環境の提供とか、あるいはレクリエーション、健康教育の実施がそれに当たるのではないかなという感じもするわけなんです。また、先ほど課長が言いました、早期の発見とか、あるいは適切な治療という、町ぐるみの健診等は重要な役割を担っているわけでございますので、やはりもっともっと皆さん方がこぞって健診できるような環境の整備をしてもらいたいなと思えます。

そして、病気になったときには、リハビリテーションとか後遺症の予防対策、あるいは社会復帰対策とか、再発防止の対策等も大切になってきますので、そういうところにも目を配りながら進めていただきたいと思います。

さて、75歳以上の人口が、平成25年は、現在国では1,560万人で、全体の12%であるわけなんです。福崎町では先ほど言いましたように2,382名で、町人口に占める割合は12.3%で、ほとんど国と同じ状態でもって、この2万人弱の人たちも、同じ経緯でずっと進んでいるんです。国は全体的に人口が多いんですけども、福崎町もそれに類した数字でもって、ずっと上がってきてるんで、やはりこの平均値というのは、私は怖いなというふうに思っ

いるわけでございます。

しかしこれが40年後には日本全体では75歳以上の人口が2,400万人までふえるというふうな予測をされておまして、福崎町ではこれは私の概算ではありますけども、恐らく3,670人ぐらいまでふえるのではないかなという気がしているわけでございます。そのために、人手が足りなく、またその介護ロボットに需要が必然的に高まってくるのではないかなという感じがします。そしてその若い人が減少し、働き手が減ってくるわけなんです。このような時代には、今ここにいる方々は何人残っているかわかりませんが、やはり国の制度を待つのではなくして、地方から高齢になっても働ける、そういう社会づくりが急がねばならないと思いますけども、当局の見解をお聞かせ願いたいと思います。

民生参事兼健康福祉課長 高齢になっても働ける社会づくりといたしますと、健康福祉課の担当でありますシルバー人材センターの登録がいいといたしますか、そういう形で進めていくことが大事であると思います。

ただ、介護保険事業にはそのシルバーのほうが参入できない部分があるのですが、介護保険以外にも、話し相手でありますとか、そういった高齢の方々同士が話の合うところがありますので、安らぎ支援事業とか、そういったことで生きがいづくりをしていただいで、これからのシルバー産業といいますか、シルバー人材センターでの活動に力を入れていただきたいなと考えております。

富田昭市議員 シルバー人材センターも非常に登録されている方が今多くて、1週間に2回、2日ぐらいしか切り働けないというふうな現実なんです。やはりそういうふうになりますと、このシルバー人材センターにばかり頼ることもできないと思うんです。やはり今はいろんな形でもって、定年制も伸びてきていますし、またこの地域の企業にも呼びかけをしていきながら、やはりその高齢者が働ける環境の整備も今後必要になるのではないかなという感じがします。その点の一つよろしく願いしておきたいなと思います。

そして、日本全体では急激な少子高齢化の影響で、社会の給付費は右肩上がりでもってふえ続けているわけなんです。福崎町でもそのとおりであるわけでございます。2010年度に初めて社会保障費が100兆円を超えたというふうに言われております。今後もこの増大は避けられず、厚生労働省では、団塊の方々が全て75歳以上になったときに、未曾有の超高齢社会を迎えるこの2025年には、恐らく社会保障費が150兆円に迫るというふうな試算もされている一方で、その支え手である現役世代は減少の一途をたどるといっているわけなんです。

そうなりますと、ふえ続ける社会保障費をどうやって賄っていくかが、待ったなしの重要課題であると、このように言われているわけでございます。今こそ、地方の底力を発揮しなければ、大変な時代に突入するのではないかなと思おまして、やはり私たちは足元からしっかりと計画を進めていくことを、これからもお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。以上です。

議長 以上で、富田昭市議員の一般質問を終わります。

本日の一般質問は、これにて終了いたします。

以上で、本会議3日目の日程は全て終了いたします。

明日は3番目の通告者、木村いづみ議員からお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 2時35分

議 長 なお、福崎駅周辺整備対策特別委員会を14時50分から開催いたしますので、
第1委員会室にご参集をお願いいたします。